

平成30年3月12日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成30年3月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例訂正の件

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	2番 吉田 豊	1. 職員の職務について 2. 上峰町創生事業について 3. 民生安定事業について 4. 農業の振興について 5. 自主防災組織の設置推進施策について 6. 健康インセンティブ事業について
2	1番 向井 正	1. 地域公共交通について 2. 空き家対策について 3. 鎮西山の活用について
3	3番 田中静雄	1. ヘリコプター墜落時の我が町の対策は大丈夫か 2. 防音対策の実施は 3. 小・中学校生徒の更なる学力向上等推進の考えは（文武両道） 4. 「道の駅」構想について 5. 変則五差路の道路整備は

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例訂正の件

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例訂正の件、これを議題といたします。

提出者より訂正理由の説明を求めます。

○5番（漆原悦子君）

皆さんおはようございます。大事な時間をいただき、この時間、説明をさせていただきます。

3月2日の定例会初日の日に、議案第19号ということで提出をいたしました。以前まで議会として、議案としてずっと提出をされておりましたけれども、議会発議のため、発議のほうがよいのではという意見等もありましたので、訂正方お願いをしたいということで、書類を提出させていただきました。読み上げて説明いたします。

平成30年3月8日

上峰町議会議長 寺崎 太彦 様

提出者

上峰町議会議員 漆原 悦子

事件の訂正請求書

平成30年3月2日に提出した下記事件は、次の理由により訂正したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

件名 議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
理由 議案第19号として提出していたが、議員提出議案であるため、発議第1号としての提出に訂正いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例訂正の件は許可することに決定いたしました。

日程第2 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。2番吉田豊です。

それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1番目に、職員の職務についてということで、質問要旨といたしまして、町民だより「かみみね」3月号の記載内容で誤った報告があるがということで説明をお願いしておりますが、さらにきのう、私のほうにその回覧が回ってきたんですが、この回覧自体も私は納得のいく文面じゃないと思います。

といいますのは、読み上げてみますが、「2018年3月1日発行の町民だより「かみみね」におきまして、一部誤解を招く表現と一字の誤りがありました。町民の皆様には謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします」という内容で、回覧が回ってきたんですが、これは誤解を招く表現じゃないです。明らかにこれは誤りなんです。だから、そういうことで私は、予算特別委員会の折にも指摘をしたんですが、教育委員会での認識がまだ改まっていないようですので、ここで詳しく質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目といたしまして、上峰町創生事業についてということで、詳細については、1、人口減少防止対策についての施策は、2番、企業誘致の状況は、3番、町中心部開発計画は、4、道の駅構想のその後の進捗はということでお尋ねをしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、3番目といたしまして、民生安定事業について、大変残念な事故が起きてしまいましたが、今後、上峰町としての対応姿勢についての町長の考えをお尋ねしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、4番目といたしまして、農業の振興についてということで、上峰町の中心産業は農業であるということは皆さん既に御案内のとおりであります。フォアス事業の後も田んぼによってはなかなか排水がうまくいっていない水田もあるようでございますので、その水田の乾田化による大豆、裏作の麦多収の施策と同時に、今後、米麦作から野菜園芸への切りかえによって、農家収入を上げるためにはどうしても乾田化が必要ではないかというふうを考えております。

特に定期検査の折に産業課長には、動噴を使ったそのコルゲート管の清掃のできる新聞記載がありまして調べてみてくださいということで申し上げて、もしそれが探し当てなかったら私のほうに新聞の切り抜きをしたものがありますから提出してもいいですよということ言っただけなんですけれども、産業課長から何の紹介もなく今日まで来ておりますので、どの

ように今後進めていってもらえるのかをお尋ねしたいと思います。

それから5番目といたしまして、自主防災組織の設置の推進施策についてということをお願いをしております。

この件につきましては、さきの定例議会にも熊本の西原村の副町長さんのお話もありましたが、その内容についてはここでは申し上げませんが、やはり補助金を流してでも各区役とか部落の行事に対して補助金を流してでも自主防災組織をつくって、それで表現は悪いですが、何かのそういう共同作業の後に一杯飲むということが昔からの日本での定着した行事でございますので、そういう横の連携、地域連携をとるための方法として、そういう酒に補助金を出すというのはいささか語弊がありますが、そういう場面をつくるような施策を打ったらどうかということで、検討してくださいということでお願いをしておったんで、その検討された中身について御報告をいただきたいと思います。

6番目といたしまして、健康インセンティブ事業について、事業の内容について詳しくお尋ねをしたいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、職員の職務について、質問要旨1、町民だより「かみみね」3月号P3の記載内容で誤った報告があるがについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。2番吉田豊議員の質問事項1、職員の職務についての要旨1、町民だより「かみみね」3月号P3の記載内容で誤った報告があるがという御質問についてお答えをいたします。

町民だより3月号、3ページの中で、学校給食の無償化がふるさと納税の寄附によって実現したという表現になっていました。給食無償化に係る予算は、ふるさと納税が財源ではなく、起債の償還が進み、恒常的に予算が捻出できますということで御案内をし、議員各位にも御理解をさせていただいたところでございます。それにもかかわらず、今回の文書表現に配慮を欠いてしまいました。大変申しわけなく、ここでおわびをし、訂正させていただいた旨、御報告させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○2番（吉田 豊君）

今、事務局長から答弁があったんですが、この件についてですね、訂正では済まんと思うんですよ。この回覧を見るとですよ、誤解を招くという表現がありますね。誤解じゃないでしょう。うその報告をしたから訂正しなさいということを私は言ったはずなんです。だから、ここがどう違ってたからこのように訂正しますという内容を表記せんと、何ば書いとつかあいわからんて、ただ単にここで書いてあるのを読むとですよ、「さらには給食の無償化が実現しました」、この項目を削除しただけじゃないですか。この回覧で回った分をこう読み

よつとですよ。回覧後の文章は、ここの先ほど私が読み上げた「さらには」というところが削除されただけなんですね。だから、この件について、もう少しやっぱり職員の規律を問うためにですね。

この3月号を見てみますと、「かみみね」については、まち・ひと・しごと創生室の編集によって発行されておるようになっていきます。ページ2から3ページにかけての「郷土の食材を味わう」という記事の最後の文末に、問い合わせは教育委員会教育課になっておりますというふうに書いてあるわけですね。

そこで、私はこの教育委員会の事務局長にお尋ねしますが、このページの原稿は誰が書いたかですね、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま吉田議員から、この原稿は誰が書いたかということで御質問をいただきました。

私どものほうに、今回、特集号ということで校正、回覧をいただきました。原稿について誰が書いたかということについては、申しわけないです、承知をしております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

それじゃ、要求しますけど、原稿の書いた者は承知していない、ただ校正、回覧を決裁したということですね。じゃ、その原稿を見せてくださいよ。原稿はないと言うばってん、その校正した回覧に回した原文をですよ。少なくとも決裁はされていると思うんですよ。誰が回覧の起案をして、誰から担当からずっと上司のほうに回って行って最終的に町長まで行くでしょうけど、教育長職務代理者のところでとまるかわかりません。それを見せてください。写しでも結構ですから。（「コピーでんよかけん、提出をくださいよ」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。ただいま吉田議員からお尋ねございました、町民だよりの編集と発行は、まち・ひと・しごと創生室で行っております。

この記事に関しましては、特集記事ということで、この町民だよりの発行業務、こちらを受託している事業者のほうに関係者へのヒアリング等をお願いして記事を作成をしております。

それで、内容については、各課のほうに校正段階で供覧をし、確認をお願いしております。結果、適正さを欠く記事になったことは、私としても大変申しわけなく思っております。

それで、原稿をということですので、それは原稿は回覧したものが残っていると思いますので、改めてまたそこは提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私がこの問題を取り上げたのは、きょうここに出席されておる執行部の皆さんはほとんど

御存じだと思います。

2回否決を受けて、3回目にやっと無償化が成立したわけですね。そのときの意見というのが、ふるさと納税の不安定な財源を当てにした給食費の無償化はいかんと。皆さん御存じでしょう。そういうものをこういう記載でそのまま印鑑を打ったこの責任を私は追及しているんですよ、決裁した責任を。職務代理者の時津さんはその当時おらっしゃらなかったからね、それはわからんかもわからんですけど、少なくとも教育事務局長というのは最大の責任がある。

現在問題になっている、国会で問題になっている森友学園もそうでしょう。けさの報道を見よったらですね、麻生副総理まで行って、それじゃとまらん、内閣総辞職まで行くかもわからんでしょうが。ああいう問題なんですよ。これもいっちょん変わらんじゃなからですか。あなたが仮に辞めたって、あなたでとまることではないかもわからんとですよ。だって、従来のごとくうそついて町民に知らせたんだから。だから、どういう順序で決裁をしたのか見る必要があるから、コピーでもいいから決裁した文書を出してくださいと言っているわけ。全議員に出してくださいよ、コピーしたやつを。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

町民だよりの発行についての決裁文書がありますので、後ほどそれについては写し等を提出させていただきたいと思っております。

○2番（吉田 豊君）

後ほどでは、ちょっとこの問題、先に進みませんので、今すぐ提出してください。よろしくお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。休憩。

午前9時51分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

会議の再開がおくれましたことにつきまして、傍聴者の皆様におわびいたします。

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

休憩の前に吉田議員から、広報「かみみね」3月号の発行の決裁文書ということで資料の要求ございました。

それでは、お手元に資料を配布をさせていただいておりますが、まず一番上にお配りしておりますのが、町民だより3月号の印刷について伺いということで、これが最終的な発行してよいかどうかという決裁になっておりまして、私のほうで決裁をしております。

その前提といたしまして、めくっていただきまして、第3校の関係各課での校正をしたものがございます。こちらのほうは、校正は3段階になっておりまして、初校、第2校、第3校となっております。この最終的な第3校につきまして、関係各課のほうに印刷業者のほうから原稿を提供いたしまして、内容の確認をいただいて、このような形で決裁をさせていただいております。

なお、第3校の校正が終わった後に、最終的な原稿につきましては、データでイントラネットの掲示板のほうに掲載をし、それから、関係各課のほうに創生室のほうから電話で確認をするように伝え、確認をしてもらった後に、最終的な発行の起案決裁をして、それから発行をしているものでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

今、ここに決裁のもらった分の印鑑のあるやつをちょっと見て感じたことなんですけど、まず何でこれだけ時間がかかったか、それを説明してください。コピーするだけやったら、ものの5分で済むはずなんです。何で1時間以上も時間がかかったかということが、ちょっと疑問でなりません。

というのはですね、先ほども申し上げましたように、これはカラーコピーですかね、なんかこう、原本ば見て朱肉つけたら手にインクがつくじゃなからうかというふうな疑いも持たれますけど、まず第1点、それからとりあえず、どいだけ何で時間のかかったかというのを説明いただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

まずですね、確認を私自身もさせていただきたいと思ひまして、この議会の場で吉田議員の質疑の中で、広報紙については私も決裁をしているということで記憶をしておりましたので、今ごらんになっていただいた決裁の中では、私の決裁はない状況になっておりますので、それがだから、どのような状況で通常広報紙は各課了解の上つくられていくのかということを確認する必要がございましたので、直接担当者と事業者にもですね、直接聞いた上で臨みたいというふうに思ひましたので、お時間がかかったところでございます。

私の決裁につきましては、最後、室長が申しあげましたけれども、最終校、各課にメールで配信する前後に町の町長挨拶というコーナーがございますので、そのやりとりを関係の広報紙の係とやりとりをする中で、3校について確認をさせていただいていると。判を押すよ

うな枠が決裁の枠としてあるわけじゃありませんが、3校の下にそういうスペースがありますので、そこに押すこともあったり、口頭で済ますこともありますけれども、確認をしているという状況がございましたので、報告にかえて、遅滞の理由ということで御理解いただければと思います。

○2番（吉田 豊君）

このコピーを見ると、大体関係各課、課長さん方、印鑑を押されているようでございますが、この各課の合い議というのですか、このカラーコピーで各課の回覧が、検閲がなされているのは、その関係各課だけの確認でしょうか、それとも3月日より1冊を回されたのか、それについてお尋ねします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

校正段階におけます原稿の回覧につきましては、掲載する記事の関係課のほうに回覧をしている状況でございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

では、関係各課のみの記載内容を間違いないかということで確認をとったということで、他の課の部分については各課長さん方は見られないということなんですね。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

回覧につきましては、原稿一式を関係課のほうに配付をしておりますので、届く内容、見ていただく内容としては原稿一式でございますが、特に関係する箇所を確認をいただいているものというふうに認識をしております。

○2番（吉田 豊君）

原稿一式という形になってくると、見ろうと思えば各課長さん、教育委員会のこの今取り上げている問題についても目を通されたということで解釈をするとですね、何でこいだけの課長さんたちが1人も気づかんやっただけでしょうか。これ間違っているよということ。

私は、休憩入る前に課長さん方に確認しましたよね。議会の席上でふるさと納税の資金を充てるんじゃなくて、起債の、財政計画の中で、ことしの償還金を超えてはならない起債の制限をかけた結果、これだけの財政的余裕ができたから、それを宛てがうのでその安定した財源が確保されていますという町長が答えたことに対して、記憶があっでしようと言うたら皆さんうなずかれたんですが、何でこの合い議に回ったときに、ほかの課まで1人も目を通さずに、ただ印鑑を決裁されたのかなというのがちょっと疑問なんですけど、各課長どがんですか。当然、関係なくてもよそとまで見んなら、おい、これちょっと内容の違うとやなかかいて、誰かが1人ぐらい指摘する職員がおってもようはなかかねと思うんですよ。そがん皆さん方、ただ自分たちのとこだけで、ぼっともう、あとはめくらばんみたいな感じで押されるんですか。各課長1人ずつ聞いたら、ちょっと時間が足らんごたっけんですね。

私がこの問題を取り上げたのは、各課長全てもう少し緊張感を持って仕事に専念してくださいということを言いたいわけですよ。主管課だけの問題じゃないです、これは。少なくとも私が広報紙を見たのも、予算委員会の2日目ですから、その前に各課長さんたちは見られると思うんですよ、広報紙そのものをね。そのときにずっと熟読したら、これはちょっと間違っているよということを主管課に、それこそ電話でもかけて、もう一遍目を通し直せというぐらいの指摘はあってもよかったと思うんですが。ちょっと残念ですね、各課長さん方、自分とこだけ問題なければそれでいいという問題じゃないと思います、私は。連帯責任ですよ、これは。各課長の連帯責任。町長だけの問題じゃないです、私に言わせてみれば。その点、誰か意見のあんない課長、手ば挙げて答えてください。

○議長（寺崎太彦君）

執行部、答弁お願いいたします。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。ただいま吉田議員のほうから御質問がありましたが、確かに私ども自分のところの原稿について、まず中心に目を通し、時間的余裕があればほかの課の分についても一応目を通しております。

今回議論になっております件につきましては、私、その校正の段階が何段階目かはちょっと記憶ありませんが、一応私のほうは、これはちょっとおかしいんじゃないかなというふうには思っておりました。ただ、実際にそれが方向転換があったのかどうかというのも、ひょっとしたらそういうこともあったのかなというふうに思いましたので、そこにつきましては指摘というか、主管課のほうに質問をするということはしておりませんが、一応気づいてはおりました。

以上です。

○総務課長（江崎文男君）

おはようございます。この町民だよりの決裁等につきましては、私の認識では、全課を回っているような決裁ではなかったと思います。要は、関係する課のみの決裁の回覧だと思っております。そういう中で、総務課といたしましては、関係するところのみの確認をしております。

また、去年ぐらいにつきましては、同じ特集号において、うちの関係の防災関係で特集を組んでもらっておりますけれども、もちろんそのようなときにつきましては、特集号については総務課全員で目を配らせているところでございます。

今回の件につきましては、総務課だけの範囲ということで私も認識しておりましたけれども、また決裁の回覧板等がそのような形で関係課のみということになっておりますので、今後はそういうふうなことがないような形をとるんだったら、全課を回覧という形で皆さんの目を通すような形になっていくような形をとったらと思っております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに答弁はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

今、2人の方から答弁いただきました。税務課長と総務課長からなんですが、坂井税務課長は、気づいてはいたけれども、そこまでは指摘まではいかなかったということですね。総務課長は、今後、必要であれば全課合い議に回すような処置をとりたいということでお答えをいただいたようですが、じゃ、実際、広報紙「かみみね」として回ったものを、いつ皆さん、課長さんたち読まれたかわかりますか。何日、何日で覚えとつですか。覚えとつてするならば、さっきも私が言いましたように、こりゃ違うばいということぐらいは、同じ職場の課長さんたちの仲間やけんが、教えじゃないけれども、注意ぐらいはしてもいいんじゃないかと思うんですが、いつ読んだかわかりませんので、仮定しましょう。じゃ、読んだとして、そこに気づいたら、主管課、要するに教育委員会に、こいおかしゅうはなかかていう注意ぐらいはする気があるのかないのか、全課長、全部答えてください。

○総務課長（江崎文男君）

私がその場で気づいたとしましたら、関係課の課長さんへのほうには伝えているかと思えます。

○会計管理者（岡 義行君）

私も今の出納室というのは、直接広報紙に載せる記事はないんですけども、以前の課であったときには、もしほかの課がそういうふうな明らかな間違いがあったときには各課に注意をしておりましたし、私自身も自分のところの課の記事というのは丁寧に見ておりました。

以上です。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。吉田議員の御質疑でございますが、住民課といたしましても、先ほど来、各課長のほうからも言われたとおり、まずもっては自分たちの所管であります業務の内容というのを回覧の中でも詳しく、特に住民課としましては日にち等の間違い等がもうできませんので、その辺のところは詳しく見ていくということで心得ております。

その中でもまた、先ほど吉田議員言われるとおり、3校のあたりになりましたら原稿が大分、ほとんど集まってまいっておりますので、そういったときには、やはり目を、私なりに時間があれば通していくという形は現在もとっているところではございますが、今後はそういった流れをつくって行って、皆さんの目がいっぱいあれば、やはり間違いに気づくことがあると思いますので、そういった形で今後は取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○財政課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうの財政としましては、今回、ふるさと納税の財源にかかわるというところで問題になっておりますが、今回につきましては、ちょっと先ほどから出ておりますとおりに、当課のほうで記事がないということで、今回、決裁のほうが回っておりませんでした。

通常におきましては、うちの担当課員、それに私のほうも、原稿が回ってくる時点では目を通して、ほかの課であれ、おかしいところがあればお互いに注意をし合うというか、訂正等々を話し合いをしているところでございます。

今後につきましては、先ほど総務課長のほうからもお話があったかと思いますが、全課回覧等々で回ってくる場合については、その場で訂正等々のお話をしていきたいと思っております。

以上です。

○産業課長（小野清人君）

こんにちは。私のほうも今回、2件ほど記事がございました。決裁に回ってきた折には、その件につきましては詳しく検査をしたところでございます。

今後につきましては、総務課長、財政課長が申し上げましたとおりにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。吉田議員の質問の件ですけれども、私のほうとしましては、原稿に記載がある場合、建設課のほうに回ってくるようになっております。

自分のところの原稿については、担当課ということで、最後のほうに記載がございまして、そこについては責任を持ってしっかりと見るようにしております。

また、前の部署での経験でございますけれども、ほかの記事についても目を通して、おかしいと思ったところに関しては担当課のほうに連絡をとったり、担当者ですけれども、連絡をとったりしていたこともございます。そういったことで、中に気づいたときにはそういった指摘をするなり、そういった行動をとっていたと自分では思っております。

また今後につきましても、総務課長のほうからあったように、全課回覧ということになれば、そういった意味で全部に目を通すようなことになるかと思っております。

ただ、原稿が仕上がってくる時間にもよると思っておりますけれども、そういう時期的なものもございまして、できる限り対応はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回の件、大変御迷惑をかけております。

私のほうといたしましても、教育委員会内部の記事につきましては目を通しておったところでございます。今後、またこの広報「かみみね」のあり方について検討していただければ、各課、過去の担当の経験等も踏まえて、いろんな議論の中で誤った表現があればまた指摘をするということも努めていきたいというふうに考えます。

失礼します。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

私、今まで自分の課を中心に目を通していたのが現実でございます。先ほど指摘があったとおり、ほかの部署のところも熟読すべきだったと反省をしておるところでございます。今後は、そういった気づいた点ございましたら、ほかの課のところもアドバイス、もしくは気づきの点を言っていきたいと思っております。

以上です。

○文化課長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。私も自分のところの課の分の広報原稿のほうは熟読して確認しておりました。最後に羅針盤等で流れるとき、確認してくださいというのが連絡が来ますので、そのとき、最後のときは、もし何かほかのところであるのであればというところで目を通していたところはあります。実際、指摘等をしたこともあったかとは思いますが。今後、全体等を見れるのがあるので、総務課長のところで今説明あったように、全体等であるのであれば、特に目を通していきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。私どもの課では、比較的広報に掲載する内容も多いものですから、基本的には自分のところの所管の内容に関して重点的に見ていくというような状況です。これは校正日の締め切りも決まっておりますので、自分の手元に来た段階でどれぐらい時間の余力があるか、そこを見据えた上で、自分のところの課の内容を中心に見ていくと。時間が許せばですね、他課のところも見ていくというような状況でございます。

また、他課のところでも何か間違いがあったときには指摘をするかとの問いですけれども、これに関しましては、明らかに間違いだというふうに確信ができれば、その該当する課のほうにお伝えをしているという状況でございます。

以上です。

○税務課長（坂井忠明君）

私につきましては、この広報紙の件のみならず、議会に提出する議案等についても他課の分につきましても一応目を通します。その上で、間違いとかあったら指摘をするようにはしています。実際、これまでも何件もございましたので、その寸前でとまったということもあったかと思えます。できるだけ努力はしております。

ただ、あくまでもやっぱりその原稿を書いた、あるいはネタ元といたしますかですね、そちらのほうの責任のほうが重大だと思いますので、私個人的には連帯責任と言われるのは大変心外でございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

各課長からお答えをいただいたところですが、最後に税務課長から、連帯責任と言われれば心外、それが本当のことだと思いますよ。本当にそれだけ目配り、気配りをしながら決裁をしておるということであればですね。

ここでは上手に答え、皆さん上手ですよ。今後気がついたら、それは指摘しますと。役場にもう課長さんたちは何十年で勤務されているわけですね。役場の仕事は、ほかの課の仕事がどういうことをやっているのかというのは、やはりこういう町民だよりなり、議会の広報紙なり、広報紙を見たほうが一番やっぱり手っ取り早くわかると思うんですが、今の答弁を聞きよると、ほとんどあんまり見ていないということね、隅から隅までは。自分ところが出した主管課の分については目を通すけれども、これだけ指摘されて、今後は注意して見ます、見て気づいたときは指摘をしますということなんですが。

町長にお尋ねします。広報紙の意味があんまりないような気がしますけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今おっしゃっているのは、間違っただけの情報を広報紙に掲載し、町民にお知らせすることは、議員おっしゃるとおり意味がないものだと思います。

○2番（吉田 豊君）

間違っただけのものを載せる広報紙は意味がないということですが、私は少なくとも、課長さんたちが見ないような広報紙を出したら意味がないじゃないかということをおっしゃっているわけですね。それについてどう思うかということをお尋ねしているわけですから、もう少し質問に謙虚な気持ちで答えていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

各課長が自分の所掌のところについて確認していない広報紙については、やはりそれはあってはならないことだと思いますし、改めるべきことだというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○2番（吉田 豊君）

質問に入る前にですね、私は資料要求をこの場でしたときに、後から出された訂正分の、訂正分についても決裁の書類のコピーをくださいと言ったつもりなんです、それはついていないでしょう。ちょっとそれについて。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

訂正版の決裁資料を要求をされたということで、私自身がちょっと把握をできておりませんので、その分もございますので、そちらのほうもコピーをですね、提出をさせていただきたいと思っております。

○2番（吉田 豊君）

訂正分については、資料が出された後にまた。しかし、時間がないですから指示をしておいてください。

それで、今後のですね、事務処理においてもちょっと重要なことだと思うんで重ねてお尋ねしますが、本来上峰町の職務規定の中ではですね、管理職の職員というのは、課長は長の命を受け部下職員の職務について指導監督をするというふうになっておると思うんですが、もし間違っておれば訂正をしていただきたいと思います。

何でこれを言うのかというのはですね、先ほども申し上げましたように、町長が学校給食の無料化についての財源については詳しく説明をして最終的に議会で可決、承認をして実施に移っているわけですが、当然、私がいつも言いますように、町長が表明したことについては、もう町長の職務命令というとり方をしていけばですね、余りにもずさんなこのつくり方というのをですね、私は誤った報告というふうに捉えています、その読み方によってはその書き方じゃない、これは別の意味ですよというふうな理解に苦しむような話もあったんですが、どういうふうに理解すれば、その誤った報告じゃなくて一部誤解を招く表現があったというふうに理解できるのかですね、その辺についてどういうふうに理解すればいいのかわかりませんので、それについて説明をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

もうこれは吉田議員がおっしゃるとおり、誤った文言でございまして、この議会でも議員の皆様方にお伝えをしてきましたように、ふるさと納税は基本的に恒常的にですね、かかる経費には充てるべきでないという考え方を持っております。ですので、これがどういう経緯でですね、このような記載になったかということにつきましては、先ほど申しました一連の

決裁状況を見て御判断いただき、この内容についてはですね、誤ったものであるということで御了解いただければと思います。

○2番（吉田 豊君）

今、町長から誤った文言ということで明確にお答えいただきましたので、これ以上の質問は控えたいと思いますが、それじゃ、これが正しいですよという再々の3月号の議会じゃない、町報「かみみね」の再訂正じゃないですね、正しい正誤表みたいなものをつくって出すべきだと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これを私が確認をしてすぐにですね、ここの部分については表現として適切でないので、正誤表というよりもですね、余計な何といいますか、議論に発展をすることも控えたいし、給食については基本的に恒常的な事業であるから、ふるさと納税は充当すべきでないという考え方をそのまま踏襲していきたいという視点からですね、削除をさせていただいております。

また、この学校給食でこうした事業者さんからですね、寄附をいただきながら、食材については地元のものを出していくというのは地産地消の取り組みではあっても、ふるさと納税を学ぶ場みたいなですね、記載の仕方をしてありましたので、ここもやはりおかしいというふうに思いましたので、この2点について削除をし、間違いがあったということでですね、町民の皆さん方に既に御案内をさせていただいて、その際、議員にもですね、御報告をさせていただいたとおりでございますので、御了解いただいているものと思いましたが、新たにこの正誤表をつけ加えることでですね、どのような影響とそれに伴う効果があるかということを見ると、ちょっとそこは、もうこの間削除をさせていただいて回覧をさせていただいていることで御了解をいただきたいなというふうに思っております。

○2番（吉田 豊君）

町長の立場はそうかもわかりませんが、私たちも何で否決をされたのかという町民や保護者からの質問のときにですね、安定した財源であるから私たちは賛成していますよという説明をしたときに、ふるさと納税を充てるんじゃないなくて、今までの起債償還額の公債費の縮減によって捻出された財源ですから、今後もずっと半永久的に続くものと思っていますという説明をしているわけですから、我々はちょっとうそついた説明を今度は町民の皆さんや保護者の皆さんに言ったことになるんじゃないかなと、私はそういう疑念を持っていますが、そういうことはないですかね。

○町長（武廣勇平君）

そこにつきましては、ないということはないと思いますしですね、そこ、ふるさと納税充てていたという報告を一旦しているわけですので、そういうふうに考える人もいらっしゃるかと思います。

ただし、特集記事ですね、出すことではないのかなと思うのは、例えば、私の広報紙の挨拶の中でですね、間違いの部分に触れ、しっかりと再度ですね、ふるさと納税を充当するものではないというようなことに触れる機会をつくることは検討をしていきたいなというふうに思います。

○2番（吉田 豊君）

ちょっと残りの時間もないですので、この点については一応これで終わりにしますが、執行部の皆さんに強い気持ちで要望しておきます。やっぱり全ての職員の皆さん方に対してですね、課長は毅然とした態度で職員の指揮監督をやっていただきたいし、同じ役場の中ですから情報を共有されて、よりよい町が発展するような行政に努めていただきたいと思いきまして、先に進んでいただきたいと思いきいます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、上峰町創生事業について、質問要旨1、人口減少防止対策についての施策はについて執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の2、上峰町創生事業について、要旨の1、人口減少防止対策についての施策はについて答弁をいたしたいと思いきいます。

このことにつきましては、従前より人口の社会減を抑制するためには、企業誘致や創業の支援により就労の機会を創出していくことが必要であると申し上げてまいりました。このうち創業支援ということでは、さきの12月議会でチャレンジ企業支援事業として予算をいただきまして、現在町内での創業を促すための仕組みづくりを進めているところでございます。具体的には、外部業者との連携により、町内事業者やふるさと納税返礼品事業者等へのヒアリングを通じて、支援対象となりそうな創業のアイデアや案件を掘り起こす作業を行っており、年度末までにその支援体制や支援策をまとめることとしております。また、それらを踏まえて来年度より具体的な創業支援を開始し、雇用の創出による人口減少の抑止を図りたいと考えております。

○2番（吉田 豊君）

先ほどのお答えもずっと踏襲して毎回同じような回答ですので、関連がございしますので、1番から4番まで全て一応回答を先にいただいでいいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

それでは、要旨の2以降は続けて答弁をいたしたいと思いきいます。

要旨の2、企業誘致の状況はについて答弁をいたしたいと思いきいます。

先ほどの答弁とも関連をいたしますが、企業誘致も就労の機会創出、そして、人口減少の抑止策のために必要な取り組みと考えております。ただ、本町の場合、工場団地など町が保

有する土地がないことから、新規の特に大型の案件につきましては、民有地とのマッチングや農振除外等の手続がネックとなり簡単には先に進まない状況がございます。

一方で、既存の工場団地や事業者におきましては、このところの企業業績の拡大によりまして、工場の建て増しなど追加投資を検討する動きも出ております。こうした動きにつきましても雇用の創出が期待できることから、県とも連携の上、優遇策など丁寧に説明しながら追加投資を促していきたいと考えております。

続きまして、要旨の3、町中心部開発計画はについて答弁をいたします。

町中心部開発計画ということでございますが、いわゆるまちづくりを考えていくにおきましては、現在、基本計画を策定中の道の駅が交流の拠点として重要な機能を果たすと考えております。また、基本計画の策定作業におきましては、周辺環境の整備などについてもあわせて検討を行っており、現段階では不確定ながら、こうしたことが今後のまちづくりに対して一定の方向性を示すものになるのではないかと認識をしております。

ただ、いずれにしましても、道の駅の基本計画は策定中でございますので、具体的事項につきましては、その策定を待つて御説明をしていきたいと考えております。

それから、要旨の4、道の駅構想のその後の進捗はについて答弁をいたします。

道の駅の整備につきましては、昨年9月に基本構想を策定し、現在、外部のコンサル等と連携の上、基本計画の策定作業を進めているところでございます。整備の大まかなスケジュールとしては、基本計画の策定を経て来年度に実施設計に着手をし、再来年度の工事着手を想定をしております。ただ、施設の場所、規模や機能、整備や管理の手法、また、資金の確保等につきましては、現在策定中の基本計画で定めることとしておりますので、具体的な内容等につきましては、基本計画の策定を待つて御説明をしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

大体今までの答弁の中身と、さほど変わっていないような答弁だったというふうに思います。ここで私が申し上げたいのはですね、全て企業誘致によって就労の場をつくって、そこに人口の流入を、転出を抑止してですね、人口減少に努めると。じゃ、企業誘致というのはどういうふうに考えておるかということをお尋ねしたんですが、中心部の開発にしろ道の駅の構想にしろ、道の駅構想が公設民営でいかれるかどうかはわかりませんが、仮に公設民営の方法をとるにしてもですね、全て土地が絡んでくる事業じゃないかと思うんですよ。補助事業を申請をしてからですよ、補助金の内示を受けたぐらいから用地交渉に入ったって、そう簡単にできるものじゃないというふうに私は認識しているわけですね、用地交渉というのは。したがって、以前から言っていますように、そういう今、室長も申し上げられましたように、そういう構想があるならば、そのあらかじめ予定地として想定されるところぐらいは、全部とは言いませんがある程度用地交渉に手をかけていっとかないと、補助金の交付決定が

あってから、あるいは内示があってから用地交渉に入ったって間に合わんわけですから、例えば、今現在あります三養基西部土地開発公社なんかを使って公共事業用地の先行取得を図っておくと。いつか町長に申しあげたら、利子もつきますしねということなんですが、それは若干の利子はついて、今、低金利の時代ですから、さほど気にする必要はないんじゃないかというふうに私は思います。

要は補助事業が具体化してから用地交渉に入っても、とてもじゃないけど時間的に間に合わんというふうな危惧がなされますんで、ある程度早目早目の土地の手だてをしておくべきじゃないかというふうに考えますので、それについていかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

工場誘致にしろ道の駅につきましても、土地の取得という段階になればですね、その方策の一つとして、土地開発公社による先行取得という方策は一つの方策であるというふうに思っております。

ただ、道の駅につきましては、場所を含めてですね、今まさに具体的事項を詰めておりますので、その次の段階で取得の方法についてですね、決めていくことになろうかと思っております。

それから、工場誘致につきましては、これも現段階ではですね、基本的にはその民有地とのマッチングということで進めております。民有地の中でですね、非公式ではあるんですが土地所有者の方の御意向なんかもですね、ヒアリングもしながらマッチングに努めておまして、今後の動きとしてですね、土地をですね、町で確保ということであれば、先ほど議員もおっしゃったような公社による取得とかですね、そういった方策も検討できるのではないかというふうに思っております。

○2番（吉田 豊君）

計画についてはよくわかったんですが、大変失礼な表現ですけれども、あなたが在職中、上峰にいる間にですよ、ある程度の道筋をつけるためにも急いで用地交渉に入ってもらいたいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

道の駅に関しては、基本計画の中で場所を決めるということでございますので、当然その土地に関してもですね、検討を行っておりますので、急がなくてはいけないという認識は当然持っております。引き続き遅滞がないように道の駅の件については進めてまいりたいと思っております。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、民生安定事業について、質問要旨、へり墜落事故に伴う上峰町としての対応姿勢についての町長の考えはについて執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉田豊議員の質問事項の3、民生安定事業についてと、ヘリ墜落事故に伴う上峰町としての対応姿勢についての町長の考えはということでございます。

町としましては、詳細なことは後ほど総務課長から答弁あると思いますけれども、ヘリの着陸、墜落に伴いですね、司令のほうから報告があり、概括的に申し上げますと、その後、情報連絡室を開設し情報収集に努め、防衛省、自衛隊、そして大臣の表敬をいただき、反省の弁を述べられておられました。自衛隊としましては、住民の安心・安全、生命と財産を守る立場であるにもかかわらず、逆に住民の生活の不安をあおるような事態を起こしてしまったことを大変申しわけなく思っているという内容でございました。

私自身には住民の皆さん方から不安の声の電話がですね、2件かかってまいりました。その2件を少ないと捉えるかどうかは議員の皆様方のとり方次第だと思いますけれども、中にはですね、やはり不安であるということと、やはりこの災害に対する備えが十分なのだろうかということに対してのですね、御心配の声をいただいたところでございます。

今後につきましても、このような事故がないようにしていただくために、原因が究明されることがまず第一であるという観点から、防衛省、自衛隊に対しましては早急な事故原因についての発表をお願いするとともに、また、住民不安の解消のためのさまざまな、これは幅広いことが考えられると思いますけれども、手だてをですね、今後私どもから求める際には理解を示してほしいということは伝えたいつもりでございます。

○2番（吉田 豊君）

去る2月5日の夕刻ですね、陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターAH64D、通称アパッチが墜落炎上した事故が発生したわけです。この事故で亡くなられた2人の操縦士の御家族の皆様には心からお悔やみを申し上げますとともに、同時に、この事故でけがをされた女の子を初め、家屋等に被害を受けられた被害者の方々に深甚なるお見舞いを申し上げますということを申し上げたいと思います。

これらの事故に対してですね、佐賀県議会と佐賀市議会においては早速内閣府、関係省庁への飛行再開に対しての意見書を提出されたわけですが、さらに、先日、神埼の市議会やったですかね、でも意見書を提出するような報道も受けておりますが、私は、私としてはですね、上峰町も基地の一部が所在するわけですが、国の交付金で補助金をいただいたりして相当の事業も実施しております。

そこで、私の考えなんですけど、今日の世界情勢を見るときですね、北朝鮮の核ミサイル開発は大変憂慮すべきものがあります。

そこで、ここからは私の提案ですが、例えば、現在進行中の中心部開発の計画に合わせてですね、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第8条によると、コミュニティーセンターのようなものが補助対象事業として上がっております。したがって、そのような新し

いコミュニティーセンターですか、そういうものをつくって住民と町民の財産を守る地方行政の第一の趣旨に徹するために、私は地下のですね、シェルターを設置し、それも1カ所じゃなくて各重立ったところに地下のシェルターを今後つくっていくべきじゃないかというふうに思います。したがって、そういう事業の選択も一つの選択肢として、町長どういうふうに考えていただけるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

地域防災計画を策定する中であって、地下のシェルターというのは、恐らく北朝鮮の核が原子力発電所にどういふ到着し、そこから原発についての災害計画が発動された際の備えという趣旨だと思いますけれども、もちろんそのあらゆることに備えた防災計画をつくらなければいけないという認識を持ってございますが、私がいただいた声はですね、住民の皆さん方の中には避難をされたい気持ちがおありになる方もいらっしゃるなというときに、これ昔から思っておりましたけれども、避難所がですね、やはり低平地に多いのではないかとこの考えは持っております。よって、水害ですね、例えば破堤、筑後川の破堤が起きた場合に、水没するエリアに避難所があるようでは、なかなか胸を張った防災計画、非常の避難所と言えるかといいますと、そう言えないところもございまして、この点は折を見て考えていかなければいけないという視点で今までおったところでございますので、議員おっしゃるように地下のシェルターという発想は持っておりませんでしたけれども、そういう不足している、防災上に不足しているところを補う形でのですね、考えをしっかりとまとめた上で、関係機関に要望することは、これはへり到着を受けてではなくですね、常日ごろから必要なことではないかというふうに考えております。

○2番（吉田 豊君）

いつかですね、テレビの報道であったと思うんですが、北朝鮮の隣国である韓国もかなりの地下シェルターをつくっているようですね。だから、我が国の日本も射程距離内に入っている以上は、そういう地下シェルターの設置も当然考えなければいけないんじゃないかなというふうに私は思います。したがって、今後の課題として町長にも強く要望をしておきたいと思います。これでこの質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、吉田議員にお尋ねしますけれども、一番最初、質問要旨1のですね、職員の職務についての訂正記事のこれが、書類が回ってきましたので……（「そいぎ、済みません、今ください」と呼ぶ者あり）

〔資料配付〕

○2番（吉田 豊君）

今、訂正の分の回覧の書類をいただきました。これについては町長から先ほど改めて正誤表を出すつもりはなくて、機会あるときにそういうふうな間違いの点を説明するということ

でございますので、その点で了解をしたいと思います。

ただですね、ここでもありますように、これは創生室だけの決裁になっていますね。だから、関係課というのは教育委員会がありますんで、やっぱりその辺の配慮というですか、やっぱり情報を共有していくという意味からいけばですよ、当然関係課である教育委員会のほうにも合い議を回していただけるような、今後のことですよ、今後それぐらいの御配慮をお願いしたいと思います。

以上でこの項は終わりでございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、農業の振興について、質問要旨、上峰町の中心産業は農業である。乾田化による、大豆、裏作の麦の多収施策、転作による野菜の作付の為の乾田化対策はについて執行部より答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

吉田議員からの御質問4、農業の振興について、要旨の1、上峰町の中心産業は農業である。乾田化による、大豆、裏作の麦の多収施策、転作による野菜の作付の為の乾田化対策はという御質問に御回答申し上げます。

水田の排水性は、地下水位と土壌中の水の流れやすさに大きく左右されると聞いております。一般的には地下水位の高い土壌では、ポンプ排水により地下水位を低下させるか、地表からの排水に重点を置き、高畝栽培により地下水位を下げ湿害を回避するようにします。当町においては、地下水位はフォアスにより調整することができております。この施設のおかげで麦の収穫量は増加しておると聞いております。また、地表からの排水については、明渠、額縁明渠、畝立て栽培なども指導が行われております。

交付金ですが、国が行っている経営所得安定対策事業で産地交付金のメニューの中に水田の畑地化に対するものがございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

今答弁をいただいたとおりであります、その今答弁されたフォアスですね、フォアスによる排水乾田化がなかなかうまくいっていない。目詰まりを起こしてほじょが出てきておるからですね、私は以前も申し上げましたように、ここにありますが農業新聞です。暗渠管を動噴で洗浄、100メートル13分。こういう簡便な機械が出たから1台でも買ってテストをする必要があるのではないですかということで、私は定期監査の折にあなたに、産業課長に申し上げたと思いますが、一般質問の最初にも申し上げましたように、とうとう探し切らんやったということだったんで、探し切らんない私が新聞の切り抜きを持っていますよ、だから、言えばこれをコピーしてあげますよということまで言ったんですが、何らそうい

う、何というんですか、質問も要請もなかったわけですから、私がここで言いたいのは、私たち議員が主管課長に申し上げたりなんかしとったのは、単なる聞き流しで聞いておられるのかなというふうに思ったから、あえてこの質問をさせていただきました。少なくとも施設は整備してもですね、それが有効に働いていなければ何らかの対策はする必要があると思う。

ここにも書いてありますように、動噴ですよ、100メートル13分で洗浄ができるならば、これはやっぱり検討するに値する機器だと思いますんで、これ後で必要であればコピーしてあげますが、要は排水をうまくするように、田面の表面配水ですよ、をすることに徹しないと野菜の作付というのはなかなかうまくかんよくなると思います。

先般来、そのみやき町にもJAのカット野菜工場ができました。もう既に上峰の一部の畑作の人はキャベツと大根などを出荷されとる方もありますが、この先ほどの創生室の人口増との関係もありますが、やはり今後残された優良の1種農地についてそういう転作作物、白菜とかキャベツとか大根とか、そういう野菜の園芸に切りかえていって農家所得を上げるような施策が私は大変重要ではないかというふうに思いますんでですね、それを検討していただける余地があるのかどうかだけお答えください。それで質問を終わっていきたいと思います。

○産業課長（小野清人君）

園芸作物への切りかえの検討はという御質問でございます。

私も農協と普及センターとも協力をしていきながら、現在大根の作付をですね、ことしは五、六反という作付を行うというふうなことで聞いておりますので、今後推奨していきながら研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

次へ進んでいいですか。（「終わりにして」と呼ぶ者あり）

それでは、次へ進みます。（発言する者あり）もう終わります。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、2番吉田豊議員の一般質問はこれで終了いたします。

引き続き、一般質問を行います。

通告の順のとおり、1番向井正君よりお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井正です。ただいま議長の登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、2月5日に起きました自衛隊ヘリの墜落事故により被害に遭われた民家の方々に
お見舞いを申し上げるとともに、心に傷を負われた子供さんの早期回復を祈り、また、事故で亡くなられたお二人の隊員の御冥福をお祈りいたします。

自衛隊ヘリ部隊におかれましては、日ごろ国防また災害時等において活躍されておられますが、今回のような事故は二度とあってはならないこととっております。徹底した原因究明、再発防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、通告に従って質問いたします。

最初に、地域公共交通についてでございますが、今後の地域公共交通に関しましては、大きく3つに分類されるかと思っております。通学バス、それから巡回バス、それと乗り合いタクシーが今後の上峰町の地域公共交通の基盤になろうかと思っております。

そこで1点目に、通学バスと巡回バスの兼ね合いと申しますか、それぞれの運行形態についてお伺いいたします。

2点目に、乗り合いタクシーについてでございますが、この乗り合いタクシーの運行形態、あるいは利用条件等については、以前、概要等を伺っているところでございますが、運賃設定の際の割引制度についてのお考えをお伺いいたします。

2つ目に、空き家対策についてでございますが、現在、国全体の人口減少は既に始まっておりまして、世帯数においても2019年にはピークを迎え、その後、徐々に減少していくと見られております。しかしながら、いろいろな要因でこの空き家の数は増加していくのではないかと推測されておりまして、上峰町におきましても、空き家に対する基本施策を進めておく必要があるかと思っております。

そこで1点目に、現在、空き家条例の規則改正等も含め、協議会の構成メンバーの改正をということでしたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目に、空き家バンクについてでございますが、所有者の意向調査等、アンケート調査も行われ、昨年11月末時点で58件の改修があり、登録、あるいは条件によっては登録したいという回答も21件ほどあったということで、この空き家バンク利用に対する関心の高さも伺えるところでございますが、このバンク開設の進捗状況についてお伺いいたします。

最後に、鎮西山の再整備についてでございますが、鎮西山の再整備は今後の上峰町の観光推進に大きくかかわってくると思えます。3月末までに今後の再整備計画の策定ということでしたが、この再整備の概要についてお尋ねいたします。

以上、3項目について質問したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、地域公共交通について。質問要旨1、通学バス・巡回バスの運行形態はについて、執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、地域公共交通について。要旨1、通学バス・巡回バスの運行形態はに関して答弁をいたします。

現在の運行形態案として、通学バスは、朝夕の通学と下校時の運行としております。これ

に要する車両は、先日、仮契約の議決をいただきました大型バス日野ポンチョ2台と、これから発注を行う予定としております中型バスの合計3台を使用する予定としております。具体的には、日野ポンチョロングと中型バスの2台を北部に居住する児童の送迎用として使用することにより、現在、1台で2往復している状況を解消し、日野ポンチョショートを南部に居住する児童の送迎用として配車をする予定をしております。

また、巡回バスですが、施設間巡回バスには、北部に居住する児童用の送迎用として使用する中型バス1台を通学と兼用で使用する予定としております。現在の通学福祉バスでは、北回り、南回りと2系統の巡回路線で運行してきたので、定期巡回バスと誤解を受けやすいのですが、正式には施設間巡回バスとなります。

新たな運行形態では、予約型乗り合いタクシーが町内を全面に運行することとなります。施設間巡回バスは予約型乗り合いタクシーが施設間を運行することができないため、それを補完するために巡回するものです。具体的には、例えば、ある方が指定施設でございます役場に行きたいと。それで予約型乗り合いタクシーを利用するといたします。自宅と指定施設である役場との往復は予約型乗り合いタクシーで可能となりますが、途中買い物をしたいので、役場からイオンに寄って自宅に帰ると、こういった使い方ができないということです。そのため、役場からイオンへは施設間巡回バスを利用していただき、イオンから予約型乗り合いタクシーで自宅へ帰るといような補完的な動きをする巡回バスであることを申し添えます。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

今、概要で伺ったわけでございますが、この通学バスに関しましては、1日3便、登下校時に運行ということでございますが、もちろん、朝の便は7時台かと思っておりますが、下校時の便は何時台になるのかお伺いしたいのと、それともう一点、ちょっと今お聞きした中で、大型バス2台と、もう一台ワンボックスカーですか、そちらのほうを利用して3台での通学用に使われるということだったと思うんですが、確認ですけれども、そのワンボックスが通学時間帯を終わったら巡回バスに変わるということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、何時台になるのかと、もう一点、この通学バスが今度はスクールバスとしての運行になるわけですね。そうすると、今までどおり一般の方も利用できる、混在での運行になるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

まずお尋ねの時刻からですけれども、時間ということですが、朝の時間帯につきましては登校時になりますので、現在と変わらない状況になります。下校時につきましても、若干学校と、現在と変わらない状況ではあるんですけれども、基本的には現在と変わらないような形にしてはいこうと思っておりますけれども、学校等の相談もございましたので、下校時に

合わせたような形での運行という形にはなるだろうというふうに思っております。

また、中型バスについてなんですけれども、中型バスのほうは決してワンボックスではありません。ワンボックスのほうは、いわゆる予約型乗り合いタクシーのほうで2台、今後ちょっと検討をさせていただいている内容になっておりますけれども、それとは別で、中型バスのほうは、既存のマイクロバスを切断したような形で、特殊な施しをしなきゃいけないんですけれども、車両を若干短くしたような形でのバスを考えております。それが中型バスと言われるものでございます。こちらは通学バスを利用する際に、先ほど3台利用するというふうに言いましたけれども、今で言う北回り便ですね、こちらのほうの児童送迎用として2台を使用します。大型バス、日野のポンチョのロングと中型バスを1台使います。南のほうの児童送迎用として日野のポンチョのショートを使います。というようなすみ分けでしておりまして、この通学時間帯が終わった空き時間を利用して中型バスのほうが施設間巡回バスとしての機能を満たす。したがって、通学の時間帯が始まれば、下校の時間が始まれば、そちらのほうに中型バスのほうに行くということも、そのときの児童数にもよるんですけれども、一どきに帰すということであれば、そちらのほうに2台応援に行くような形にはなると思います。ですので、そういった運用状況も今後いろいろ検討しなきゃいけない課題になってまいりますので、どの時間にどれぐらいの児童数が下校するのかとか、そういう詳細データとかもある程度詰めていく必要があるのかと思います。1台で間に合えば、その時間帯も巡回バスとして稼働することは可能かと思っておりますので、そういった細かい点につきましては、今後また詰めていくことになるだろうと思います。

また、一般の方が乗れるかどうかということなんなんですけれども、施設間巡回バスということではございますけれども、当然その中を、その規定のルートで乗りたいと言われる方がいらっしゃれば、当然乗ることできるということになっておりますので、よろしく願いしたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

それから、巡回バスというのは1日何便運行されるのかと、この中型バスというのは定員何名なのかですね、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

現在、あいた時間での便数に関しましては、一定のお示しぐらいしかできておりませんので、具体的にどれぐらいというのは、ちょっとこの場でというのはなかなか、決定事項じゃございませんので、お示しするのは難しいかというふうに思っておりますけれども、要は朝の通学時間帯から夕方の下校時間帯までの間になりますので、四、五便ぐらいは回せるんじゃないかなとは思ってはおります。ただ、実際そこをどうするかというのは今後、活性化協議会の中でもそういった議論を当然していかなきゃいけないので、そういった一つの例示程度に御認識いただければというふうに思っております。

また、定員ですけれども、定員のほうにつきましても、ただいま発注仕様書のほうをずっと煮詰めているような状況でございます。通常、切断前のバスの定員は、たしか29名だったんじゃないかなというふうには思いますけれども、そこから車両をちょっと切断して短くする作業が伴ってまいります。またそこでシートアレンジ、座席のアレンジ、あるいは立ち乗り、立って乗る、吊り革を使って乗るような状況ですね、こういったところもこれから仕様の中で示していくような形になりますので、そこまでちょっと細かい人数までは現在のところ算出できておりませんので、そういった形で御承知いただければというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

それから、巡回バスのルートについてでございますが、町の中心部を巡回ということでございますけれども、その中には、西鉄バス、いわゆる路線バスとの結節も含まれていて、また今回、巡回バスの改造等も今進められておりますので、ある程度、より狭いところまで入っていけるんじゃないかと思っておりますが、ちなみに、何カ所ぐらいのバス停を計画されているのかと、それと、乗り合いタクシーとの兼ね合いといいますか、結節ですか、例えば、乗り合いタクシーの指定施設というのは、大体町の中心部のほとんどの重要施設が含まれているかと思っているわけでございますが、結節という意味で、この巡回バスのほうも同じような巡回ルートの中に、そういった施設等が含まれているのか、その辺をお伺いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

バス停の箇所数等に関してのお問い合わせかというふうにお見受けいたしておりますけれども、一応施設間巡回バスとしては10カ所を予定しております。あと、ちなみになんですけど、予約型乗り合いタクシーのほうは41カ所ほど現在予定をしているところでございます。あと通学バスについても、ある程度、現在もございますけれども、そちらのほうは26カ所ということで、実数としては65カ所、延べ77カ所というような形で、当然結節点がございますので、結節点のところについてはかぶってくるというふうな状況になってくると思います。ただし、予約型乗り合いタクシーのバス停などにつきましては、生活拠点となる箇所につきましても、拡充が必要になってくる場合もございます。ですので、そういったところにつきましては鋭意追加をして、警察なんかと協議をしていながらというふうに考えているところです。ということで御理解のほどお願いしたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

そうしますと、乗り合いタクシーで指定施設まで行かれて、それから指定施設から移動する場合には、この施設間の移動ということで巡回バスが重要な移動手段になるわけでございますけれども、10カ所しかないとなると、例えば乗り合いタクシーでどこか施設に行かれて、また移動される場合に、どうなんですかね、交通手段として役に立つのかどうか。その辺

ちょっと疑問に思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうかね。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

箇所数について、要は施設間巡回バスの巡回ルートが不便ではないかというようなお問い合わせかというふうに思っております。そういった御意見が寄せられるということも予想はしておりましたけれども、平成28年の1月に住民アンケートを行っております。その中で、ほとんど利用されていないバス停とかもございました。現在の北回り、南回りをベースにいろいろ路線を考えさせていただく際に、現状では1便当たりにかかる運行時間が長いから、結果的に乗る本数も少なくなっていると。本数もふやしてほしいという要望とかもございました。そういったことにもある程度つながってくるのではないかというふうには考えておりますけれども、そもそも中型バスというのが、これまでの北回り、南回りのような定期巡回という形ではなくて施設間巡回という形をとるような形態をとっております。それで、予約型乗り合いタクシーを補完するような内容のものになっておりますが、中型の巡回バスが町内くまなくくるくる回るといふんじゃなくて、そちらのほうは予約型乗り合いタクシーのほう担うような内容という形で考えております。

もちろん、町の狭いところをくまなく行き来するのは予約型乗り合いタクシーのほうになるんですけども、狭い道でもある程度進入ができるような、そういう形で中型バスのほうもいろいろ選定をしていることになっておりますので、これまではバス停まで赴かなければバスに乗り切れなかったんですけども、こういった仕組みで御自宅までお迎えに行くことが可能になるということで、そういったところも踏まえたところで、施設間巡回バスを10カ所程度に絞った現状におきましては、施設を利用されているところが多いというところを過去のデータから拾って、多いところを抽出して、そこを線で結んだということも経緯としてはあるというふうなところでございます。したがって、ほとんど利用されていないバス停等もございましたので、そういったところに関しての去就をどうするかというところで非常に悩ましいところではございましたけれども、そういったところもある程度、予約型乗り合いタクシーが今後普及していく中で補完が十分できるというようなところで判断した次第でございますので、その辺に関してはよろしく御理解のほどお願いしたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

当面、10カ所でこの巡回バスを運行されるということかもしれませんけれども、やはり結節という意味では、なるべく利用者が不便を感じないように、今後、利用状況を見て、この巡回バスのバス停に関しても考えていただくようお願いしたいと思います。

それから、バス停の環境整備ということでちょっと伺いたいんですけども、現在ほとんどのバス停が時刻表が立っているだけで、利用者の方から雨とか日差しよけの屋根とか、あと待ち合いのためのベンチ、そういったものがあればいいなというような要望も聞くわけで

ございますけれども、その辺の改善ということでは何かこれから考えておられるのか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

現状のバス停が非常に損耗しているという状況は、私どものほうも状況については確認を既に行っているところでございます。

それで、先般、12月でしたか、ちょっと済みません、うろ覚えで申しわけありませんけれども、補正予算のほうで地域公共交通活性化協議会のほうに対する補助金のほうで予算を計上させていただきましたが、今後、バスの運営主体のほうで活性化協議会のほうになるものですから、そちらのほうに補助金として、そのインフラ整備の部分に関してのお金を補助金として交付していくような流れになってまいります。その補助金の中の内訳として、新たなバス停の整備費用、それと、あと予約型乗り合いタクシーのシステム、こういったものの調達費用、こういったものを織り込んだところで交付をする予定というふうにしております。

また、バス停等についてなんですけれども、まず当面は、まずは予約型乗り合いタクシーのほうにつきましては、指定施設のほうにまず置くということが必要になっておりますので、その指定施設分の調達がまず出てまいります。また、施設間巡回のほうにつきましてもバス停は必要になってくるんですけれども、その中で、一つちょっと新たな試みといたしましては、サイネージというデジタル表示をするようなものを数カ所設けようというような考えがございます。これによって、リアルタイムで防災情報を流したり、町政の情報を流したりとか、そういった形ができます。ただ、これは屋内にあるような施設でないと、盗難とか損壊の防止がございますので、そういったところを検討した上で、そういった取り組みも今後していきたいと。要は乗っていただくためのバス、乗りたいためのバスという形で、いろいろなアプローチをしながらやっていきたいというふうに考えておりますので、そういった試みにつきまして、バス停にもそういったことも入れていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○1番（向井 正君）

屋根とかそういうベンチに関しても、バス停の環境整備ということで、できるだけ利用者目線に立って利便性のよい巡回バスになるよう、よろしく願いいたします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、乗り合いタクシーの割引制度はについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、地域公共交通について。要旨の2、乗り合いタクシーの割引制度はに関して答弁をいたします。

近々、地域公共交通活性化協議会においても、利用料金といましようか、運賃に関しまして議論を行う予定としておりますが、現時点において、予約型乗り合いタクシーの利用料金は未定の状況でございます。しかし、今後、料金を設定していく際にも、何らかの割引について検討していく必要はあると協議会事務局のほうとしては考えております。

例えば、定期券制度などのように、1カ月、3カ月、6カ月、1年など、まとめ買いした期間に応じた割引率を設定し、結果的に1回当たりの利用料を計算した際に、相応の割引が実感できるような制度や、現在も取り組んでおりますが、運転免許を返納された際に、運転免許経歴書を提示していただければ、一般であれば通常100円の料金が生じますが、これを半額の50円としている制度をうまくスライドさせるなどの方法が考えられます。地域の足として住民に乗っていただくような仕組みを検討していく上で、割引制度も大きなポイントとして考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

回数券とかそういったので割引制度を考えておられるということでございます。

この乗り合いタクシーの割引制度でございますが、乗り合いタクシーを導入している多くの自治体がこの割引制度を実施しているところございまして、対象者としては、障害のある方とか、また療育中の方、それから先ほど課長が申されたとおり、運転免許の自主返納をされた方等、そういった方々が対象になっているようでございます。特に、先日も新聞、ニュース等と言っておりましたが、佐賀県内でもこの運転免許の自主返納者の割合が随分ふえているということで、昨年は一昨年との倍の2,982名の方が自主返納をされているということでございます。その理由としては、免許更新の際の規制ですか、認知症検査とか、そういったことが厳しくなったりとか、あと高齢者の事故がずっと相次いで起こっていたことなどで、やはり自分で運転に不安を感じられる方が、周りからの勧めもあったりとかで、みずから返納されるケースが多いということでございます。

佐賀県は10万人当たりの事故件数というものも長年ずっとワーストワンが続いていたわけございまして、中でも高齢者の事故率のほうが一番比率的には多かったということございまして、最近、ワーストワンを脱却できたといったニュースもあつたわけございまして、それでもワーストツーでございまして、まだまだ人口事故比率というんですか、が高いわけございまして、今後、高齢化というものがますます進んでいく中で、やはりこの運転に不安を感じられる方もますますふえてくるんじゃないかと思っておりますし、できるだけですね、なるだけそういった方々に公共交通というものを利用していただくようにして、それと高齢者の事故防止対策の一環としても、こういった乗り合いタクシーの割引制度等で支援して、やはりそういった自主返納しやすい環境づくりというものを行政のほうでつくっていく必要があるんじゃないかと、そういうふう思うわけございまして、その辺もう一度答弁をお

願いたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

確かに議員が言われるように、いわゆる認知症疑い高齢者などにおきます免許の自主返納などが大きな項目を占めているわけでございますけれども、その方たちが、多くの方が返納をためられる理由というのが、返してしまったら足がないと言われるのが非常に大きな理由だというふうに伺っております。ですので、そういった方たちがちゅうちょなく免許証を返納しても地域の中で移動が容易にかなえられるような、こういった地域公共交通のあり方というのは、議員もおっしゃられていますけれども、私どもも理想とするところでございますので、まずは住民の方に気軽に乗っていただける、こういった形のバス、あるいは予約型乗り合いタクシーといった形で整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この乗り合いタクシー、巡回バスでございますけれども、当初の計画ですと、昨年の10月あたりには導入できるんじゃないかというお話で始まったことなんでございますが、初めてのこの事業の取り組みということで、いろいろと支障が出るということは、そういう点おこなわれているのは十分理解するところでございますが、実際導入はいつごろになるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

いつごろ供用開始をするかというお尋ねかというふうに思っております。

私ども急いでいるつもりはあるんですけども、いろいろイレギュラーがやっぱり生じているのも現状でございます。特に物品の調達関係に関しましては、いろいろと慎重に期さなきゃいけないところもございまして、急ぎつつも正確性を確保しながら進捗させていこうというふうに思っております。

おっしゃられるように、当初の予定ではもう運行しているような状況だったのかなというふうには思っておりますけれども、実際そういったイレギュラーや調達関係でおくれが生じておまして、今の目途といたしましては、活性化協議会の中などでは11月ぐらいにできればというふうなお話をしていたんですけども、現状ちょっとまた調達関係がおくれているところもございますので、来年度中にももちろん供用開始したいなというふうには思っておりますが、今の目標としては年明けぐらいにというような感触は持っているところでございます。

ただ、ちょっとこれも何の支障もなく、このままうまく進んだ場合というふうに考えておりますので、ただ、そういうお尻をある程度決めたところでのスケジュール感というのは必要かと思っておりますので、そういったところに邁進しながら、私たちも正確性を保った業務を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

大分おくれるみたいで、年明けになるかもしれないという答弁でございましたけれども、巡回バス、乗り合いタクシー、両方ともこの地域公共交通として、交通弱者にとっては本当に重要な町内の移動手段となるわけでございますので、慎重に進めていただいて、慎重に、それで早目をお願いしたいと思います。

この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項2、空き家対策について。質問要旨1、空き家対策の進捗はについて執行部より答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

私のほうから1番向井議員の質問事項の2でございます。空き家対策について。要旨の1、空き家対策の進捗はという御質問に答弁をいたします。

12月定例会におきましても、空き家等実態調査業務の進捗状況については、第1次的なことではございますが、お伝えしたところでございます。まずは、その後の状況について進捗をお伝えしたいというふうに考えます。

現地調査の対象は、前回110件でございましたが、その後もずっと調査をしまして、調査の結果、既に入居済み及び更地となっているものが29件ございまして、残りの81件につきまして現地再調査を行っております。調査項目として、空き家自体の老朽度、衛生上有害となるおそれの状態、それから景観を損なっている状態、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態であるかどうかについて、各判断基準に基づきまして調査を行い、保安上の危険度、敷地の状態を総合的に判断し、AからDの4つに分類を行っているところでございます。

分類の結果につきましてでございますが、修繕はほぼ不要で使用可能なAが13件、それから、多少の修繕が必要なBが48件、それから、再利用するには大規模改修が必要なCが13件、倒壊の危険性がある、もしくは活用が困難なDが7件となっております。また、空き家等対策計画の策定につきましては、前回の議会におきましても答弁しておりますが、協議会の委員につきまして、関係業界、団体等の委員を含める必要があると考えており、1月にそのための要綱改正を行い、今議会におきましても会議を開くための費用弁償に関する議案を上程させていただいている次第でございます。

今後につきましては、委員のメンバー構成を決定いたしまして、各機関へ委員の選出依頼を進めます。新年度の早い段階で、第1回目の協議会を開催いたします。空き家等対策計画の策定に、そして着手をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、データベースの今後の多様等の利用を見据えるとともに、個人情報保護等を考慮しまして、個別のサーバーにより管理情報更新を行うことというふうに計画をしているところでございます。J I Sシステム、地図情報システムを活用することによりまして、更新による位置情報を有効利用しまして、空き家バンク等への情報の共有も同時に行える体制を今後も構築していきたいというふうに考えているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○1番（向井 正君）

課長のほうから説明いただいたわけですが、条例とか、それから空き家対策協議会構成メンバーの改正等も進めて、新しい構成メンバーでこの第1回目の協議会を早急に開きたいということでございますが、この協議会の役割というのは、前回は申しましたように、この空き家対策を推進する上では大変重要であって、特定空き家の認定とか判断とか、そういうのも今も報告を聞いていますと、特定空き家のほうも前は5件だったのが2件ふえているということで、そういったことも考えますと、なるだけ早目にこういった協議会のほうを立ち上げて、計画書の策定変更とか、その他の実施に伴う事項の取り決め等を今後この協議会のほうで早目に進めていかれるかと思っております。

そこで、一昨年来、基本的な、先ほど課長も言われたんですけど、空き家の実態調査とかデータベース化、それからシステム化も進められておまして、4月から協議会発足を始めたいということもお聞きしているところでございますが、30年度の空き家対策推進計画と申しますか、30年度の空き家対策のスケジュールですか、協議会のスケジュールというか、その辺をどういうふうに進めていかれるおつもりなのか、その辺をお伺いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。30年度、新年度に向けての業務の進捗ということでございます。

先ほど来申しましたとおり、まず協議会を立ち上げまして、4月にもう本当、第1回目を開きたいというふうに、今、推薦の依頼文等を準備をしております。会長は、町のトップであります町長を会長といたしまして、まずは協議会を開きたいというふうに考えております。

ずっと協議会を開くということだけではございまして、当然にして協議会の中で、今後の上峰町の空き家対策をどうしていくか。例えば、先ほどちょっと回答をしましたAとかBのランクについては、例えば、空き家バンクの制度でありますとか、定住の促進に向けての利用ができるというふうな、早目に利用できるということであれば、そこはそこで空き家バンクの制度に早く持っていききたいと。しかしながら、例えば、Cランク、Dランクの辺になりましたら、今後やはり特定危険空き家になる可能性がある。当然、Dランクにつきまして、先ほど議員に7件ということを申しました。前回までは5件でございました。ちょっとふえているのがどうしてかといいましたら、Dランクになっている内訳といたしまして、倒

壊など保安上の危険となるおそれのある状態であるとか、衛生上有害となるおそれのある状態、もしくは景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境のために放置が不適切な状態。7件のうちの3件は倒壊といいますよりは、樹木の繁茂や景観等を総合的に判断してのDランクというふうに御理解をいただければと思います。そういった、特にDランクのところあたりが緊急性を要するところになって今後くると思います。

当然、空き家の協議会を進めるに当たっては、緊急性がある分につきましては、委員を選任いたしまして、その緊急性も考慮して、次の所有者がわかっているところにつきましては、催告、勧告、命令という形で業務の遂行はしていきたい。または今後、空き家になる可能性があるであろうと言われるようなところ、例えば、AとかBでも、皆さんがやっぱりバンクに登録したいというわけではないと思います。そういったところの意向調査等もずっと聞き取りながら、今後、とにかく空き家の状態をなくすという努力をしていくために、この30年度は、まずその道筋といいますか、計画をまずは早急に策定して、緊急性がある分に関しましては、協議会に緊急性がある物件ということで諮っていきたいというふうに考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

何ですか、特定空き家とはまだ言えないわけでございますけれども、いずれにしても、危険な、そういった空き家はなるべく早目に処置できるように、判定基準なりもちゃんとまだしていないと思いますので、協議会のほうでしっかり早目にそういう判定基準等をつくっていただいて、なるべく指導とか、そういうほうに持っていくようにお願いしたいと思っております。

それから、協議会を立ち上げられた他の市町を見ますと、当初は基本計画の策定であつたりとか、その他のもろもろのことを決めるということで、ある程度短いスパンで協議会を開かれて協議が行われているようでございまして、また市町によっては、基山町もそうなんですけれども、協議会を例えば公開で行われたりとか、会議内容をホームページ上で公表されているところもあるようでございますね。やはり町民の皆さんにもこの空き家問題に関心を持ってもらうということも必要かと思うわけでございます。適切な空き家の維持管理の重要性であつたりとか、あと、それから所有者等の管理責任ですか、そういったものを、また協議会でこの空き家対策の推進状況といったものを、やはり住民の皆さんにも共有してもらうということも必要じゃないかと思っているわけでございます。

そういう意味で、協議会の公開とか開示、議事録の公表ですか、そういったことに関してはどういうふうにお考えになっているのか。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。情報の開示ということ、または住民の皆さんへの空き家等の

関心を持っていただくべく周知ということでの御質問とします。

確かに空き家対策というのは、空き家対策特別措置法が施行されて、もう数年を迎えるところがございますけど、なかなか住民の方々への浸透というのはなかなかないというのが現状だと私も感じておるところでございます。その中で、一番やはり中心的に御心配していただいているのは、地区のやはり区長様であるとか、議員様であるとか、そういった地区の管理をしていただいている方々が今、一番御心配をされているというふうに私も感じておるところでございます。しかしながら、本当に危険なのは、やはり場所とかを把握をしておいていただきたいと思う住民様ということは常日ごろ私も思っているところがございますので、当然、なかなか空き家についても、所有者がおられる場合、または所有者がまだ不明の場合という場合も当然にしてございますので、その面も含めまして、個人情報の開示の許す範囲、それとプライバシーの保護の観点からも、情報の開示を許す範囲におきましては情報の公開をしながら、空き家の当然協議会をつくりましたが、対策の推進状況とか、そういったこともなるべく住民の皆様にもきめ細かに伝えながら、今この物件の状況はこういうふうになっていますよというふうな状況をお伝えができればというふうに考えます。そういったところも協議会等の考え方、または了承を得ながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

やはりこの情報開示ということで、皆さんにも空き家対策に考えていただくということをぜひ進めていただくようにしてもらいたいと思っております。だから、推進情報とか、そういったものを広報等でちゃんと知らせるようにして、皆さんにもわかってもらうようにしてもらいをお願いいたします。

それから、今後ますます高齢化というのが進んで、高齢世帯とか独居世帯ということもふえてくると推測されますので、そういった高齢者の方が、例えば、施設に入居されるとか、また子供さんと一緒に住まれるようになるとか、そういったケースも今後ふえてくるかと思っております。そういったときに、残る家をどうしたらいいかわからないと、そういうふうに悩まれる方もおられるかと思っておりますので、そういった場合に、例えば、高齢の方と接点の多い団体、老人クラブとか、あと組織の方で直接そういった相談を受けた際に、何とかいいですかね、専門のそういった相談窓口ですか、そういった情報を提供できるような体制というものがこれから何か進めなくちゃいけないんじゃないかと思うわけでございますが、その辺はどうなんでしょう。

○住民課長（福島敬彦君）

どうもありがとうございます。議員おっしゃるとおり、今後、高齢化が進みまして空き家がふえてくるのではないかという予想、または推測ではないかというふうに思います。そう

いったことも含めて、実際、私たちも所有者の把握ができる範囲、できる時期に、やはり相続人さんであるとか、そういった方たちがお困りの場合は、ぜひアドバイスとか、またはこういうふうにしたんだけどということでの意向への行政からの情報提供ができる範囲の部分というのは、情報提供、またはやり方等を享受とかはしていくべきであろうというふうに考えます。

そういった中で、空き家をふやすのではなく、空き家になろうとしているところを未然に、なるべく件数をふやさないような努力をしていくということも大事なところであるとは思っておりますので、また何回も協議会という言葉を使って申しわけございませんけど、そういった場を設けながら、またはその中には、どうしても行政のいろんな機関の御指導とか情報の提供等も必要になることと思いますので、そういったところを情報の利用をしながら、何といたしますか、有効活用へのアドバイスの窓口といたしますか、というのをぜひ持てればというふうに協議会のほうでもまた提案をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

課長の、ちょっと今の答弁、ちょっと私がお聞きしたのとちょっと違うような気が。私がお聞きしたいのは、例えば、独居の世帯の方とか高齢世帯の方で、例えば、今後、自分の家が空き家になりそうだから、例えば、老人クラブ、いろんなつき合いの中で、老人クラブとかの方に、今度、今後どうしようかなという相談があった場合に、団体とか組織あたりで相談窓口を紹介できるような、そういうシステムをつくったほうがいいんじゃないかということでお尋ねしたわけでございますけど。

○住民課長（福島敬彦君）

済みません、大変失礼いたしました。

議員おっしゃるとおり、老人クラブさんとか、そういったところでやはり同じ年代の方がこういうふうにしてということで、空き家になるであろうというような情報ですね、そういった情報は非常に大事な情報でございますので、そういったのがいち早く入ってくるということは非常に私どもも大事なところでございますので、そういったシステム、情報の共有システムといたしますか、そういったのができないかどうか、今後、老人クラブさんとかに限らずなんですけど、当然、今御協力いただいている区長会さんであるとか、そういったところもお声かけを今後もさせてもらいながら、そういった情報網を構築できればというふうに考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○1番（向井 正君）

いずれにしろ、この空き家になる前に相談できるような対応ができれば、家の本人も対処

の仕方が変わってくると思いますので、やはり団体とか組織等と連携をとって、そういう専門の窓口、相談窓口を紹介できるようなサポート体制をぜひお願いしたいと思います。

いずれにしても、住民が快適に過ごせるまちづくりには、この空き家問題というのは、改善というのは欠かせないものだと思っておりますので、その辺を含めて協議会の中でも対策を進めていただくようお願いいたします。

この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、3時まで休憩いたします。休憩。

午後2時43分 休憩

午後3時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項2、空き家対策について、要旨2、空き家バンクの開設はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の2、空き家対策についての要旨の2、空き家バンクの開設はについて答弁をしたいと思います。

先ほど住民課長の答弁にもございましたように、町内の空き家の状況につきましては、住民課において実態調査が実施をされ、現在、調査結果の整理やデータベースの構築、また所有者の意向確認等がなされている状況でございます。

空き家に関しましては、空き家バンクの設置、また運営によりまして、多くの自治体で移住・定住の促進がなされているところでございます。こうしたことから、まち・ひと・しごと創生室としましては、調査結果の整理やデータベースの構築等を待って、町内の空き家のうち、どの程度の空き家について売買や貸借が可能な状態か、また所有者の意向はどうかなどを把握した上で、地方創生の観点から空き家バンクを含めて空き家の有効活用について検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

前回までは住民課の所管で答弁をいただいていたわけで、きょういきなり室長のほうから

答弁で、ちょっとびっくり私もしておるわけでございますが、できるだけこの有効活用ということで進めたいわけでございますが、この空き家バンク制度を設けている自治体というのは全国では500近くあるということでございますが、その中でも、リフォームに対する補助制度を取り入れているこの空き家バンクは、取り入れていないところよりは契約数自体もずっと伸びているという結果も出ているようでございます。所有者のほうは少しでもいい状態の空き家を紹介したいと思われるでしょうし、また、この利用希望者もリフォームの助成制度があるところには、やはり自然と目が向くのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、この空き家バンクが活用されて、この空き家に、移住・定住じゃないんですけれども、人が住むようになれば、そこには必ず消費活動というものが生まれて、税ももちろん発生してくるわけでございます。やはり何より、先ほど室長言われたとおり、定住促進につながることを考えていますし、地域の活性化にもかなりつながってくるかと考えております。

そういった面から考えますと、この費用対効果の面から見ましてもリフォーム等の補助制度というのはいろんな面で実際効果的というか、効果のほうが大きいかと考えておるわけでございますが、この補助制度についても一度答弁をお願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

向井議員がおっしゃるように、全国的には多くの自治体で空き家バンクの設置運営がなされておまして、その中には、空き家バンクの運営のみならず、リフォームの補助金であるとか、あるいは場合によっては移住・定住に対する補助金の制度を設けて、全体として移住・定住の促進を図っている自治体もございます。

ただ、現段階ではまだ、先ほども申し上げましたが、どのくらいの数の空き家が売買、あるいは賃貸に足りる状態であるのか、あるいは空き家の場合、どうしても相続等の権利関係も複雑になっている場合もございますので、それも含めて現段階としては、まず空き家バンクを開設するとしてもどの程度の数の物件があるのか、そうしたところを見きわめた上で、費用対効果の問題もございますので、そうしたことをまず明らかにした上で、次の段階でこうした補助金についても検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

バンク開設の折には、ぜひこの補助制度を取り入れていただいて、このバンクを利用して売買とか賃貸とか、そういう成約があった場合には、ぜひそういう制度を設けたほうが、先ほど申しましたように、利用される方にはやっぱり目につくわけでございますので、ぜひこのバンク制度の要綱の中にそういった補助制度というものを必ず入れていただくようお願いしたいと思うわけでございますが、その辺、もう一度お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

空き家バンクの設置運営をする場合に補助金制度もあったほうが良いという御質疑でしたが、繰り返しになりますけれども、現段階ではまだ空き家バンク自体について、内部的にも開設するかどうかというのも決定しておりませんので、まずはその空き家の数とか状態とか、そうしたものを把握した上で、空き家バンクをいよいよ開設するとした場合には、また、その場合にはほかの自治体での補助金の交付の状況ですとか、あるいは費用対効果ですね、そうしたものも把握をしながら、補助金についても検討してまいりたいと考えております。

○1番（向井 正君）

でもしかし、住民アンケートじゃないけど、その空き家の所有者のアンケートでも、バンクが開設されたら50件近くの方が登録したいとか、そういう方もちゃんとおられるわけですので、まだ開設するかどうかわからないというのはちょっと私は解せないわけですが、その辺、もう一度お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

住民課における実態調査の中で、たしか最初の段階の調査で五十数件のバンク登録への意向があったというふうに聞いておりますが、ただ、意向があっても実際にその所有関係が複雑であるとか、あるいは状态的に売買、貸借に足りる状態であるものがそのうち何件あるかというところはまだきちっとした数が出ておりませんので、これが結果的にやはり数件にしかならないということであれば、バンクをコストをかけてやるかどうかということも少し疑問符がつかざるを得ないということもあり得ますので、そこを見きわめた上で、このバンクについては開設するのか、あるいはもう少し検討を続けるのか、判断していきたいと考えております。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、鎮西山の活用について、質問要旨、鎮西山再整備の概要はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、質問事項の3、鎮西山の活用についての要旨の1、鎮西山再整備の概要はの答弁をいたしたいと思えます。

鎮西山につきましては、現在、外部のコンサル等と連携の上、再整備計画の策定作業を進めているところでございます。

計画の策定におきましては、住民に加え、町外からの観光客もふやせるよう幅広い年齢層の方が年間を通じて楽しめる山とする。また、山頂の眺望や五万ヶ池などの鎮西山の魅力を生かせる整備とする。加えて、キャンプ場跡地などの既存の施設の有効活用を考えるなどの条件で作業を進めているところでございます。

ただ、まだこの再整備計画につきましては策定作業中でございますので、具体的な内容については計画の策定を待つて御説明をしたいと考えております。

○1番（向井 正君）

まだ策定中で、余りはっきりした答弁がいただけなかったわけでございますが、今のところ上峰町というのは観光地としてのイメージというのは特段ないところでございます、今後、観光推進を進める上で、この鎮西山というのは上峰町の観光資源の軸になろうかと思っておりますので、この鎮西山の再整備というのは大変これから重要になるかと思っておりますのでございます。

私もずっと気になっていたのが、いこいの森とか、あとアスレチック広場、それから元キャンプ場の施設等を含めた整備というのをどのように今回計画されているのか、すごく興味があったわけですが、まだ策定中ということで、余りその内容等ははっきりお聞きできなかったんですが、概要でもよろしい——概要でということでお尋ねしていますので、もう少し内容を詳しく御説明いただきたいと思っております。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

再整備計画の策定作業は着々と進めておりまして、内容的にはいろいろ具体的に上がってはきておりますが、きちっとした形でまとまった段階でお示しをしたいと考えております。

ただ、向井議員がお気にされているアスレチック広場やキャンプ場ですね、こうしたものがどうなるかという点につきましては、これは再整備計画と整合する範囲で、アスレチック広場の遊具ですとか、あるいはほかのさまざまな施設がございますが、あるいはキャンプ場の跡地もそうですけれども、再整備計画と整合する範囲で、なるべく有効活用をするような形で計画をつくっていききたいと、このように考えております。

○1番（向井 正君）

この整合する範囲というのが、ちょっと私、どの辺が整合というのか、アスレチック広場の遊具にしても随分、木製ばかりでほとんど朽ちておりますし、キャンプ場の施設にしても、同僚議員も一緒に考えの議員がいらっしゃいますが、やはりあのまま有効活用というのにはちょっとできないんじゃないかという意見も多々ありますので、そういう面で、有効活用というのはまず無理かと思うわけでございます。そういったことを考えて、今後アスレチック広場とか、そこのキャンプ場の施設等をどういうふうにされるのか。撤去されるのか、それとも、再整備計画の中でどういうふうに考えておられるのか、もう少し、ちょっと詳しく答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどの答弁が少し抽象的な表現になってしまい、申しわけございませんでした。現時点でなかなか具体的に申し上げるのが難しいところでもあるんですが、ただ、アスレチック広場に関しましては、今、遊具がございます。遊具が大分老朽化しておりまして、修繕をしな

いといけないものも多々あるわけですが、中にはまだ使えるものもありますので、その場所で引き続き使うのか、あるいはもう少し適当な場所が再整備した後に生まれるようであれば、そこに移設して使うとか、そうしたことは考えているところでございます。

それからもう一つ、キャンプ場のほうでございますが、こちらのほうもテント自体は撤去されておりますが、管理棟であるとかトイレですね、そうした跡地についてはまだ、専門家のほうに見ていただきましたところ、躯体等はしっかりしているということでございますので、例えば、そうしたものをリフォームして別の用途に使うとか、こうしたことについては含めて検討をしているところでございます。

○1番（向井 正君）

まだ再整備の計画策定中ということで、はっきりどういうふうなということはまだお答えできないような状態ですので、余り深く聞きませんけれども、国のほうでもですね、この観光振興によって地方創生ということを推し進めておりまして、上峰町も町内の地域資源がたくさんありますので、有効に活用した取り組みが今後必要になってくるかと思えます。

最近佐賀県へのインバウンドもかなり増加していて、以前は爆買いとか、そういったことで騒がれていたわけですが、最近では団体だけではなくて、個人的にもこの日本の文化とか自然、それから古くからの神社仏閣めぐり等にですね、この訪問の目的自体も体験型と申しますか、そういうふうに変化しているようでございます。そういったインバウンドの誘致であったりとか、あるいは日ごろ都会で暮らす方たちも休日の過ごし方として、自然の中を散策したりとか、自然の中でくつろぎたいと、そういった希望が多いようでございますし、また、ふるさと納税が御縁で上峰町に興味を持たれて、訪ねてみたいとか、そういった方も数多くいるんじゃないかと思えます。

そういった観光客を迎えるに当たって、地域の観光資源の整備というのは前提として当然重要でございますが、今後の上峰町の観光振興を考える上では、やはり宿泊施設ですか、滞在型で稼げるような観光を目指す必要があるんじゃないかと思っております。町内には1件、宿泊施設はございますが、例えば、今回再整備ということを計画されている鎮西山のような自然環境のいい中でくつろげたり、あと宿泊もできるようなゲストハウスのようなものがあれば、上峰町の観光推進という意味でもかなり観光客誘致の原動力になって、アピールできるんじゃないかと思うわけでございます。

そういった宿泊、鎮西山に宿泊施設ができるかどうか、ちょっと私もわからないんですけど、そういったことも含めて、これは森副町長が公園関係にお詳しいので、そういったところも含めて上峰町の今後の観光振興ということでお考えをお伺いします。

○副町長（森 悟君）

御指名でございまして、私なりに、今、鎮西山を愛する者として述べさせていただきたいと思うんですけども、議員おっしゃるとおり、上峰町のシンボリックな山、そして、自然

がふんだんに残っている山、そして、最近はずばきの森トレイルという名を打って町内外の方々が百数十名お集まりになりました。昨年から引きついで2回目の開催で、非常に参加された方はまた来たいという言葉을いただいております。

さて、今お話がございましたように、有効活用、課長のほうからも申し上げたとおりでございます。どこをどのように今から手を加えて、そして、もっと多くの方々が鎮西山においていただけるような仕掛けをつくっていくかということが、平成30年度はしっかりその設計、計画を進めていく年だろうと考えております。

いろんな、今、議員おっしゃるような施設名が出ております。これは鎮西山が県、それから町で都市計画地域というものを策定しております。ここの鎮西山もその都市計画法に基づく都市計画の地域内にございまして、一つ一つその施設の中身を検討して、これはつくれるのか、だめなのかという、その吟味が今から必要かと思われま。

先ほど課長から申しましたように、外部のコンサル等を今入れまして、その策定作業を行っておりますので、また今からしっかりした計画をつくり上げていきたいと考えております。

それこそキャンプ場の跡地やアスレチック広場、それから全般的に、鎮西山は散策路もございますので、そこも含めて、そして、鎮西山だけではなくて、もっとほかの史跡のエリアもございますので、そこは周遊ができる。そして、町外の方々が、町内の方ももちろん、ああ、上峰にはこんな施設もあったんだ、こんないいところがあった、知らなかったという、また来てみよう、ほかの方にも教えてあげようという機運が高まっていったらなと考えております。

具体的なことはまだ申せませんものですから、ちょっと私の考えを申し述べさせていただきましたけれども、今後ともしっかりその計画策定には注力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これで1番向井正議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。質問に入る前に一言。まず初めに、2月5日に我が町の駐屯地から飛び立ったヘリコプターが墜落をいたしました。殉職をされた2名の隊員の方々、その御家族の方々、または被災された家族の方々、一日も早い従来の日常生活が再建できる日が来ることを願っております。

では、質問事項順番に説明していきたいと思ひます。

質問事項、ヘリコプター墜落時の我が町の対策は大丈夫かということです。

要旨1番、2月5日のヘリコプター墜落による率直な感想を町長にお願いをいたします。

次に、事故発生時の対応マニュアル整備はできているのかどうか、お伺いをいたします。

このマニュアルには、連絡体制、それから救助体制、それから避難体制、交通整理体制等についてお伺いをいたします。

次に、要旨3番、消火栓並びに防火水槽の増設の考えはということでお伺いをいたします。

質問事項2番目、防音対策の実施ということで、要旨1、ヘリコプター騒音対策実施の考えはについて質問いたします。

これは現在の飛行ルートに対して防音装置が図られているところがあります。しかし、最近では防音装置ができないと、やられていない民家もたくさんございます。その辺の防音装置の対策はどうかということで答弁をお願いいたします。

次、質問事項3番目、小、中学校生徒の更なる学力向上についてお伺いをいたします。これは文武両道でございます。

過去の議会において同僚議員からの質問がありましたけれども、1名ということで部活指導員をつけようという考えの答弁がありました。これをさらにふやして複数人の導入の考えはどうかということで質問をいたします。

次に、要旨2番目、県内トップクラスの学力向上を目指す考えはありませんかということです。

現在、上峰小学校、中学校の学力、どの程度か私はわかりませんが、これは私の考えでもありますが、上峰町内の教育にかなり熱心な方々から、上峰町小学校、中学校の学力向上に向けて県内でも指折りの学校にするお考えはないかと、できませんかという御意見がありました。そういうことで、その考えをお願いいたします。

次に、質問事項4番目、「道の駅」構想についてであります。

これも同僚の意見からもきょうはありましたけれども、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

それで、要旨2番目、「道の駅」の目玉商品というのは、特に特産物ですね、何をこれが目玉商品ですよということを打って出るのか、その辺の考えをお願いいたします。

それから、質問事項5番目、変則五差路の道路整備についてお伺いをいたします。

これは私もこの変則5差路の道路整備については請願書提出者の一人となっております。なかなか進んでいないようでございますが、現在の進捗状況について答弁をお願いいたします。

以上、質問事項5項目についてよろしくお伺いをいたします。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ヘリコプター墜落時の我が町の対策は大丈夫かについて、質問要

旨1、2月5日のヘリコプター墜落による率直な感想はについて執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

田中議員の目達原駐屯地所属AH64Dの墜落事故についての質疑にお答えを申し上げます。

2月5日に起きましたさきの自衛隊回転翼機の着陸、墜落事故は、建物、住民等に被害が生じてしまいました。大変月並みな表現ですけれども、残念に思っております。防衛大臣の言葉も先ほど質疑の中で申し上げましたけれども、やはり九州防衛局陸上自衛隊西部方面総監部等には引き続き情報収集に努めておりますけれども、一刻も早く原因がわかるように、早期の究明と情報公開をお願いしているところでございます。

また、議員の皆様方からも御意見がございましたので、その原因がわかった際には議会のほうにも直接御説明をいただきたいという旨も伝えているところでございます。

こうした事案がいつ起こるかわからないということで、上峰町の住民の方々は本当に不安に思っていることだと思います。

1つ2つの例を先ほど吉田議員の質疑の中で申し上げましたけれども、それ以上にも対応を求める声があれば、ぜひ議員にも情報を私に教えていただければと思いますし、やはりその安心感というものは、形あるものによって安心をされる方もいらっしゃるというのが、私は率直に今回の事案に接して思ったことでございます。

そういった意味で、この考え方が適切でないようであれば、またそういう御意見も頂戴したいなと思っておりますが、現在のところ、なるべくより安心・安全が担保された、そういうまちづくりに向けて進めていかなければいけないというふうに思っております。

○3番（田中静雄君）

どうもありがとうございました。町長の考えと私の考えは、そんなに大差あるわけではないと思っております。

私は目達原駐屯地ができて多分六十四、五年ぐらいになるんじゃないかと思っております。ヘリコプターが墜落するような事故、これは今までに見たことも聞いたこともございませぬ。私は日ごろから訓練を重ね、隊員の方々の指揮命令系統が徹底した成績優秀な部隊だと常々から感心をしておりました。しかし、あのような事故が発生しました。残念だけど、絶対安心ということはありません。これからの原因究明としっかりした対策を立てて、それを実行に移して、これから支援、救助活動及び訓練に生かしてほしいと思っております。

そこで、町長に1つ質問いたしますけれども、小野寺防衛大臣が来られました。そのときに、新聞でも載ってございましたけれども、現在の飛行ルートを検討してもらいたいとか、そういうような要望がございましたけれども、その飛行ルートというのは、現在、既に南西から北東の方向、逆の場合もありますけれども、そっちへ向かって滑走路の形に沿って飛行、飛び立ち、着陸を繰り返していますけれども、これは通常の訓練及び応援並びに物資輸送、それらの飛行ルートを指しているのか。この間の墜落のやつは、ローターの主軸、その部分

の取りかえというか、修理を行った。その試験飛行だということも報道されておりますけれども、飛行ルートの変更というのは、通常やられている飛行ルートのことを言っておられるのか、試験運転の飛行ルートのことを言っておられるのか、その辺をお伺いいたします。

○町長（武廣勇平君）

田中議員からの御質疑でございますが、新聞紙に飛行ルートについて私が言及をしたという記載があったのでしょうか。飛行ルートの通常の飛行ルートというものが、私がふだん見ている、通常見ている南西から北東に飛び立つ飛行ルートのことを指すのであれば、それは自衛隊の公式の飛行ルートとされているかどうか、確認をしなければいけませんので、通常の飛行ルートの定義がここでできない中で質疑に対するお答えをしなければいけません、新聞紙上で見ますと、これも自衛隊には未確認ですけれども、気候によって、天候によって飛び方は変えるというような情報がございました。防衛施設関連市町村に配られる調整交付金は飛び方についての制限はなく、離発着の回数等が計算されておったように記憶していますので、この点は少し確認が必要かと現在思っております。

○3番（田中静雄君）

試験飛行の場合の答弁はございましたけれども、飛行ルートの変更とかいうことになると、いろんな差しさわる問題点が出てきます。それで、かなり慎重にやらないと難しいんじゃないかと自分で思っています。この辺も町長からの考え方がこの間の防衛大臣が来られたときには言われておりますので、その辺はこれから整理をしていってもらいたいと思います。

これは事故を起こすべきして起こったわけでも何でもないんですね。とやかく言ってもどうしようもないので、これはこのくらいで切り上げたいと思います。

次に進んでもらいたいと思います。答弁があったらお話をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

何か誤解が生じているのではないかと、今、やりとりを聞いて思いました。飛行ルートの変更を私は求めた覚えはないです、大臣が表敬された際にですね。そのような掲載がされている新聞記事があれば、それはほかの誰か、首長さんかどなたか、住民の方かわかりませんが、関係の方が発言されて言われたのが併記され、それが私が主語のように捉えられておられるのかなと思いますけれども、おっしゃるように、そのルートについての確認ができておりませんので、私自身、そこは確かめさせていただきたいとは思っております。

○3番（田中静雄君）

先ほど町長からの答弁で、飛行ルートのことについては何も言っていないということです。そのとおりです。何も言っておられません。だから、あの事故というのは整備した後に飛び立って事故を起こしたんだから、飛行ルートのことも関係あるのかなと、そういうことを、テスト飛行のときの飛行ルートについても言及されたのかなと自分で思ったんだから

質問をいたしましたけれども、町長は小野寺防衛大臣の前ではそういうことは言われておりません。そのとおりでございます。私の勘違いがあったかもしれません。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、事故発生時の対応マニュアルの整備は（連絡体制、救助体制、避難体制、交通整理体制等）について執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、田中議員からの質問事項1のヘリコプター墜落時の我が町の対策は大丈夫かの質問要旨2でございます。事故発生時の対応マニュアルの整備につきまして答弁申し上げます。

対応マニュアルにつきましては、今現在、整備済みでございます。上峰町地域防災計画の中に、航空運送事業者の運航する航空機の墜落時による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、またはまさに発生しようとしている場合における人命の確保及び被害の拡大防止、軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定めておるところでございます。

その内容につきましては、田中議員の質疑の中の連絡体制、救助体制、避難体制、交通整理体制につきましてもここで明記しているところでございます。

また、この対応マニュアルの中に災害情報連絡室の設置基準に多数の死傷者を伴う大規模な航空機事故が発生するおそれがある場合、あるいは小型飛行機及び回転翼飛行機、要するにヘリコプターでございます——の墜落事故、行方不明が発生し、または発生するおそれがある場合となっておりますので、質疑の中の目達原駐屯地所有の航空機につきましても、このマニュアルに準じているということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○3番（田中静雄君）

私はこの2月5日に事故が起きたときに、たまたまその近くに私の知り合いがおった関係で、その墜落したとき、それからその後、数回となくそちらのほうに行ってきました。墜落したとき、とてもじゃないけど、近寄ることができませんでした。心配でしたけれども、近寄ることができませんでした。

それで、私はもし上峰町にそういう事故が起きたときに、本当にここに書いてある連絡体制とか救助体制、この辺のマニュアルが、本当にしっかりしたマニュアルがあるんだろうかなと自分で帰りに思ったわけです。そしたら、例えば連絡体制、もしヘリコプターとかが墜落したときには、誰がどこに連絡して、またそれが誰に連絡するとか、もちろん一斉放送もありましょうし、そういう体制のマニュアルがあるのでしょうか。

それから、特に避難体制、あの神埼市の嘉納に落ちたとき、そのときの避難というのは、

そのヘリコプターが落ちて、またそれが二次的に二次災害を招くおそれがある、爆発したら恐ろしいということで避難を指示したわけですね、その辺の周辺の住民に対して。その辺の避難体制はマニュアルがあるのかどうか、そしたら、どの範囲まで避難を指示するのかということなんです。誰がそういう避難指示をするのか。墜落した当時、もちろん近くには行けません。警察、消防団の方がいっぱいおられます。特に通常の火災ではなくて、かなり大勢の方が来ています。やじ馬も中にはおると思います。それと、報道関係、自衛隊さん、それから自衛隊さんの車両ですね、物すごい数です。それから、各分団から消火活動に来られた方、もういっぱいです。中には入るようなことはできないです。だから、例えば消防車、はるかかなた、神埼川の土手沿いにずらっと並んでおるんです。もう赤がパラパラ鳴らしながらね。そういうふうにして、非常にその火災の事故が起きた中心には近寄っていけない、そういう状態でありました。そういう状態を見た関係で、本当に大丈夫かなと自分ではかんしんしました。

そしたら、避難体制というとはどういうものでしょうかね。このヘリコプターが墜落したときの避難ですけれども、その周辺の民家は戸締まりをして避難したんです。特に高齢者の方々は親類の知り合い、そういうところに預けて、若い人たちというとおかしい、高齢者じゃない人、そういう人たちはどこに避難したかといいますと、やはり自分の家が近くにあって、やっぱり火災が起きたら心配です。避難するといっても、遠いところに避難するわけにはいかないです、心配ですから。どこに避難したかという、自分の車である程度どういう状態かと見えるような範囲内に避難しているわけです。車で避難している。そういう状態ですから、そういう避難指示は誰がやるのか。早急に避難指示をしなきゃいけないと、二次災害が起こりますから。そういうマニュアルというのは具体的にあるわけですか、お尋ねをいたします。

○総務課長（江崎文男君）

今、田中議員のほうから具体的に質疑の中の連絡体制、救助体制、避難体制、交通整理体制ということで、マニュアルの中にうたっているのかという御質問でございますけれども、御質疑の中の部分が全てそのままこのマニュアルの中でなっているとも思いませんけれども、ここにあります先ほどの体制につきまして読み上げて、御説明にかえさせていただきたいと思います。

まず、連絡体制でございます。連絡体制につきましては、情報連絡室というものを確立します。開設をいたします。これにつきましては、先ほどの目達原駐屯地所有のヘリコプター墜落時におきましても、墜落時に当町におきましては総務課の中にこの災害情報連絡室を開設しているところでございます。また、その災害情報連絡室長については総務課長をもって充てるということになっております。よって、私のほうから関係部署、空港・交通課及び情報収集が必要となる課並びに関係現地機関で構成するとなっております。まず、必要に応じ

ては、航空機関係の第七管区海上保安部や自衛隊等の防災関係機関を構成するとなっておりますので、その連絡室の中にこのような形で必要に応じては、先ほど言いましたとおり、国、または自衛隊等の関係機関も一緒に構成をして対応していくというようなことになっております。

また、救助関係になりますと、救助・救急及び消火活動ということで、町においては、県、県警察、消防関係及び自衛隊と相互に協力して、航空機の事故発生場所の捜索活動を円滑、迅速に実施すると。また、救助・救急及び消火活動についてですけれども、町といたしましては、航空災害が発生した場合、県、県警察、消防機関及び自衛隊と相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。その中には救急・救助活動ということで、消防機関及び町といたしましては、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については医療機関に搬送する。また、消防機関については、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者は重傷者を優先する。消防機関は救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握するとなっております。

また、交通体制、避難あたりにつきましては、輸送対策ということで、町においては、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合、みずから所有するものを使用し、または供給可能な関係業者から調達し、救急輸送を行うのに必要となる車両、輸送手段を確保し、必要となる車両等の輸送手段が確保できない場合につきましては、県に対し、その調達、またはあっせんを要請するということになっております。ここで言います救急通行車両関係の通行につきましては、先般、防衛庁で補助事業等を行いました西峰東西2号線ですね、あれが要はこの避難経路という形になっております。あの事業につきましては、自衛隊等のヘリコプターが三上地区内に落ちたときの想定によりまして、東西2号線をレスキュー道路として防衛省のほうから補助をもらってつくられた緊急道路でございます。また、その緊急道路につきましては町道を併設させ、上峰小学校、上峰中学校、そして坊所城島線へ抜けるルートとして確立をしたわけでございますので、緊急輸送につきましてはそのような道路を使用していくということになっております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

マニュアルは整備されているという答弁でございました。数多くありましたので、一々私がどうのこうのと言うわけではございません。

この間のヘリコプターが墜落したときには、避難といっても、そんなに遠くまでは行かない。避難道路を使ってどうのこうのと、そういう避難じゃなかったようでございます。年寄りの方は、先ほど言ったように、親類の家に一時預けて、そして、若い人やないけれども、高齢者以外の方、この方は車で何百メートルか離れて見ているだけです。そして、大体消火

活動が2時間から3時間もあれば消えると思いますけれども、2時間半ぐらいで避難命令が解除されたようでございます。だから、そんな長時間避難するわけではございませんが、それで、そのマニュアルがあるようでございますので、これは防災訓練、消火訓練、いろいろありますけれども、そのときに非常に活用してもらって、訓練をしてもらって、そのマニュアルが空洞化しないように、これから大いに精いっぱい取り組んでもらいたいと思います。

そこで、1つ私、提案がございませぬけれども、住民課長にひとつお願いをいたします。

先ほども言ったように、高齢者、この方が一時知り合いの家に避難するような状態です。それはいいんですけれども、今、同僚議員からもいろいろ質問がありましたけれども、空き家対策ということがありました。上峰町にはかなりの空き家があると思いますけれども、これを、例えば、ヘリコプターが墜落したときでもいいし、自然災害のときでもいい、それから火災のときでもいいんですけれども、家を失ってしまった。もし家を失ったら親類の家か、どこか知り合いの家に厄介にならなきゃいけない、そういうことが発生しますので、そういう人たちのために、その空き家、立派な空き家もあると思いますけれども、幾らかメンテナンスをして、リフォームをして、そんなようけは要らないと思います。二、三件あれば、上峰町であれば十分だと思いますけれども、その辺の空き家の有効活用は考えられないのかどうか、お伺いをいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

田中議員の御質疑でございます。空き家についてでございますが、先ほど創生室長のほうからも空き家バンク、または空き家の有効利用ということで話が合った次第です。実際、空き家の実態調査に入りまして、議員がおっしゃっているのは緊急時に対応できるような、そういった、町の保有になるのかどうか、ちょっと定かでは今のところはございませんが、そういったところも協議会等々でも検討をしてみたいかということではないかというふうに理解します。

当然、そのことにつきましても、創生室のほうとかとも定住促進面でも空き家の再利用ということは言われておりますので、その辺のところは情報の共有をしながら、そういった制度がつかれるものか。また、空き家については相手がいることでも当然でございますので、相手の方との交渉事も発生する可能性も当然でございますので、そういったところもクリアしながら考えていければというふうに考えます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

ぜひとも空き家対策の中に、これから検討委員会の中で検討してもらいたいと思います。ぜひとも実現するように私のほうからもよろしくお伺いをいたします。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、消火栓、防火水槽の増設の考えはについて執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、田中議員からの質問の要旨3でございます。消火栓、防火水槽の増設の考えはということで答弁申し上げます。

防火水槽につきましては、今現在、54基設置しております。平成20年度を最後に、消火栓にて対応をしていくというような切りかえで、今現在、消火栓の設置を急いでいるところでございます。

消火栓につきましては、平成28年度末で123基設置しております。今年度末には5基の設置、平成30年度以降についても年間約5基ずつの計画で、最終的には今のところ155カ所を設置する計画でございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

消火栓については、予算委員会の中でもお話がございました。年々増設していく考えのようで、いいことだと思います。

次は防火水槽のことですけれども、最近、防火水槽の増設というかね、それがなかなかやられていないような気がします。特に——特にじゃないですけれども、今、至るところで住宅地の開発が行われております。この間のヘリコプターが墜落したところ、ここはもちろん消火栓はありますけれども、その周囲が堀に囲まれた集落なんです。だから、何も防火水槽は要らないと思いますけれども、特に堀もない、防火水槽も近くにないというところ、こういうところに対しては、消火栓ももとよりですけれども、防火水槽、この辺も検討されてはどうかと思いますけれども、特に防火水槽はかなりお金がかかると思います。だから、毎年毎年というわけにはいかないと思いますけれども、ぜひ防火水槽の増設も検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

防火水槽につきましては、上峰町の消防施設の計画に基づきまして、先ほど申し上げました54基というものが大体計画的に決められていたようでございます。その54基につきましては、もちろん単独費でつくったもの、または補助でのせられる分については防衛省の補助、または農林関係でのモデル事業等でこの54基というものがつくられております。よって、今のところその防火水槽の計画の54基という計画については達成しているという位置づけで、今現在、消火栓を設置しているところでございます。

また、議員からも言われましたとおり、特に南のほうにつきましては、圃場整備等の水路を防火水槽がわりというようなことで対応をされておりますので、それもあわせながら水利施設という位置づけで、総務課として、町としては考えているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

防火水槽については54基、既に整備されていると、そういうような答弁だったと思います。では、防火水槽は間に合っているんだなど、そのように——わかりませんが、そういうことだろうと思いますけれども、では次、消火栓についてちょっと質問します。

今、消火栓の扉の中にはホースが3本入っていますね。20メートルの3本、だから、初期消火の場合には直線で60メートルの範囲内では活用できると思いますけれども、実際にその消火栓に消防車が来てつなぎ込む場合、この場合は、それからさらにポンプアップをしていくわけですが、そのポンプアップをしたときには何メートルぐらいの範囲内で消火活動ができるのかね。多分3倍近くまでいくんじゃないかと思いますが、何倍ぐらいの範囲で消火できるのか、その辺も考えて消火栓の設置を考えておられると思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

消防水利施設の配置ということで、防火対象物から1つの消防水利に至る距離というものが決まっております。用途地域によって半径が違っておまして、商業地域、工業地域については半径100メートル以下、その他の地域、本町についてはこのその他の地域に入りますけれども、そこについては半径120メートル以下ということになっております。ただし、先ほど議員申されましたとおり、消火栓のボックスのほうには3本ということで、本来ならばその120メートルの区域で1カ所、水利施設を設けることでいいと思いますが、本町におきましては、あくまでもその消火栓の箱にあります3本、60メートルですかね、今の現在の計画はその60メートルの範囲の中で1カ所という形で、今、消火栓の設置計画を立てておるところでございます。

○3番（田中静雄君）

上峰町の場合は半径60メートル以内の割合で消火栓の設置を考えているということですが、どうですかね、実際に60メートルといっても、ちょっと曲がれば40メートルぐらいになったり、50メートルになったりするときもありますけれども、もう既に上峰町全域にわたってそれを網羅しているのでしょうか、まだまだ足りないということなんですか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、30年度以降についても大体年5カ所ほど計画をやって、平成35年度で上峰町全体で155カ所になります。その155カ所というのが、先ほど言いましたとおり、半径60メートルを網羅したときに最終的には155カ所必要ですよというところで今計画を立てておりますので、まだあと5年ぐらいで50カ所近くの消火栓が必要になるかと思っております。

○3番（田中静雄君）

これからも順次、消火栓の増設は考えていかれるようで、非常にお金もかかるとは思いますけれども、ありがたいと思います。ぜひそれを計画どおりに、予定どおりに実行されることを希望して、この項目についての質問は終わります。

次に進んでください。

○総務課長（江崎文男君）

済みません、先ほどの答弁で、あと5年間で50カ所というお話をしたんですけども、先ほど一番初めの答弁に申し上げましたとおり、29年度末、今年度末で128基つくりますので、あと約25基ですね。50基と言いましたが、あと約25基で155になるということです。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。田中議員、次に進んでよろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

それでは、質問事項2、防音対策の実施は、質問要旨1、ヘリコプター騒音対策実施の考えはについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の2、防音対策の実施はの要旨の1、ヘリコプター騒音対策実施の考えはについて答弁をいたしたいと思います。

ヘリコプターの騒音対策についての御質疑でございます。

このことにつきましては、防衛省が防衛施設周辺の生活環境を整備する観点から防音事業を実施しております。このうち住宅の防音事業としましては、防衛大臣が指定をする区域内において、区域の指定前に所在する住宅を対象として防音工事のための補助金が交付をされております。本町の場合、具体的には平成5年12月3日が対象時期とされておまして、それ以前に建設をされた住宅が対象となっております。ただ、実際には、田中議員の御質疑にもございましたように、指定区域外においても騒音等にお悩みの住民の方もいらっしゃる場合もございますから、こうした場合についても防音事業の指定区域や補助対象施設の拡大等、こうしたものが必要ではないかということで、全国基地協議会を通じて毎年要望を行っております。

また、町としては騒音の状況について実態の把握を行うことも重要と考えております。こうしたことから、県が行う目達原飛行場の周辺の騒音測定の結果等についても参考にしながら状況の把握に努めております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

防音対策については、平成5年ということでしたけれども、その当時、既に建設されていた民家に対して、もちろん希望者ですけれども、かなりやられております。それで、その後、かなりの民家ができていますね。家が建っております。その辺の防音対策がないけれども、

後から家を建てた人は何でその防音対策はできんとねということがよく聞きます。これは過去にも同僚議員からの質問があったと思いますけれども、意見は具申はしておられると思いますけれども、進展はないわけですかね。どうでしょうか、難しいですかね、今の感じとしては。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

国に対してさまざまな防音事業についての改善というものを、先ほど申し上げましたように、全国基地協議会を通じて毎年要望を行っているわけでございます。

要望の内容としては、1つは、国がですね、防衛省が指定した区域内の住宅について防音事業のための補助金を交付するとしておりますので、この区域の拡大というものを1つは要望しておりますし、また、この防音事業の補助金というものは世帯数に応じて補助金が交付をされるというふうになっておりますので、後に家族が増加した場合にも、その増加分の範囲内における防音工事の補助金を交付するようにしてほしいとか、もろもろ要望しております。

ただ、平成5年12月3日より後に建設をされた住宅については、これはちょっと私の手元の書類でははっきり、現時点ですが、要望したということは確認できておりませんで、ここは1つには、その要するにヘリの配置等が行われた後に居住されて建設をされた方というのは、そこを一応前提をわかった上でということの考えがあると思いますので、そうした考えに基づいての防衛省で住宅事業の取り扱いがなされているものというふうに思っております。

○3番（田中静雄君）

この防音対策について質問したのは今回が初めてです。それで、やっぱり住民の中では、後から来た者は何でできんとかいと不満があるようでございます。何とかしてもらわないかんとということでございます。特に私が感じているところは、防音対策の地域の拡大もさることながら、その目達原飛行場の近くに民家を建てられた方、特にチャイムを鳴らしても聞こえないです。やかましいから、チャイムを鳴らしたら、そこに耳を傾けて中の返事を聞くような状態のところもあります。特にそういう地域というのはこれからも防音対策をしてもらったらどうかと自分では思っています。ぜひともこれから力を入れて、実現するようにひとつよろしく願いをいたします。

これで次に進んでください。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私の先ほどの答弁の中で、区域指定後に建設をされた家屋については、はっきり手元の資料等で今まで要望しているかどうかわからないというような趣旨で答弁をいたしました。区域指定後の新築家屋及び増改築家屋についても防音工事の対象とすべく、毎年要望を行っているものでございます。ただ、これについても、まだ回答というか、それをよしとする回

答はまだいただけていないという状況でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

次へ進んでいいですか。

質問事項3、小、中学校生徒の更なる学力向上等推進の考えは（文武両道）、質問要旨1、部活指導員の複数人導入の考えはについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番田中議員の質問事項3、小、中学校生徒の更なる学力向上等推進の考えは（文武両道）、要旨1、部活指導員の複数人導入の考えはという御質問についてお答えをいたします。

部活動指導員制度につきましては、議員御案内いただきましたとおりでございますが、平成30年度に向けて1名の予算を計上させていただいております。平成30年度から国、県の補助事業としてスタートをする事業でございますが、現在のところ事業の内容の詳細については県からまだ示されていないところでございます。国の補助内容につきましては、そういうことで進めていくというところですが、佐賀県のほうから詳細について示されておきませんので、現在のところ1名の予算を計上させていただいております。

今後、複数の導入につきましては、中学校と協議をしながら、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

この小、中学校生徒のさらなる学力向上ということで、文武両道ということで、向上について考えてもらいたいということで質問していますけれども、上峰町の町内の人口の現状維持、またはそれ以上の人口増を目指すためには、やはり私は常々思っていることが企業の誘致なんです。働くところ、それと、道の駅なんかもそうだと思いますけれども、人口交流を図るということも大事なんですけど、それと、子育て支援、そういうことで、昨年来、給食の無料化も実現しました。これもおいおい効果がいずれは上がってくると思いますけれども、そういうことで人口減少を防止するために、教育の面でも今以上に力を入れてもらって、何とか人口減少に歯どめをかけてもらいたいという私は願いがあります。それで、その部活にしたって、学力向上にしたって、やはり上峰町の小学校、中学校はすばらしいと、そういう評価を受けれるような、そういうような上峰町の子供たちを育ててもらいたいという願いがあります。今、答弁の中で1名ということですが、これから機会を見ては複数人、増員、ふやしてもらいたいなど自分では思っています。

それで、この1名というのはどういう部活に指導に来られる予定なんですか。まだ決まっていないのでしょうか。お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

この件に関しまして御案内いたします。

さきの10月に県のほうから希望調査があつておりまして、その後、11月にまた再度詳しく中学校と協議をして、今回の当初予算のところで御案内をさせていただいています。その中で、当面、野球部に1名ということで考えております。当時、まだ人事異動等もありまして、次の顧問がどうなるかということも検討させていただきましたところの中で、まずもって一番大事なのは軟式野球部、こちらのほうについて、今現在も外部から指導者が来ていただいておりますので、この補助事業を活用して、部活動指導員ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

野球部ということで、小学生が対象なのか、中学生が対象なのか、もう一つわかりませんが、特に関今、中学校の部活で野球部といったら人数が足りていないんじゃないかなと自分では思っています。三根中学と合同で多分練習をしているんじゃないかなと自分では思っています。だから、そういう面であれば、その1名の方が野球部で指導していくということになれば、なら、俺も行ってやろうということで、ひょっとしたら上峰町単独でのチーム結成ができるんじゃないかなと自分では思っています。だから、ぜひともこれもできるだけ早くできるようにお願いをしておきます。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨2、県内トップクラスの学力向上を目指す考えはについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中静雄議員の質問事項3、小、中学校生徒の更なる学力向上等推進の考えは（文武両道）の要旨2、県内トップクラスの学力向上を目指す考えはという御質問についてお答えをいたします。

この件につきましては、まずもって現在の取り組みを継続すること、これこそが県内トップクラスの学力向上を目指すことへつながっていくものと考えます。

学力向上に係る取り組みを御案内し、答弁とさせていただきたいと思ひます。

小学校、中学校ともに、今回、県指定の活用力向上研究指定事業を受けて、全職員一丸となって研究を進め、学力向上に取り組んでおります。小学校においては、望ましい人間関係づくりが大事であり、その下支えがあつた上に、教師の指導方法工夫改善と児童の学習適性の向上、この両輪で学力向上を目指しています。中学校においても、指導方法改善の加配教員、町雇用の数学、英語の講師を活用しながら、生徒の学力向上に向けて取り組んでいます。また、基礎・基本の定着を目指し、放課後の補充学習や昼休みの個別指導、長期休業中

における学習会など、さまざまな取り組みを通して学力向上に取り組んでいます。

英語、数学の講師を町雇用で任用したり、放課後の補充学習を行ったりしている成果が出ている、現場のほうではそういうふう実感しておりますので、今後も継続してこの事業や取り組みを支援することで、より高みを目指していきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今、既に英会話とか、それから放課後補充学習といいますかね、そういうことが既に行われております。当面これを継続していくという考えのようでございますけれども、これはこれで継続してもらったらいいと思います。

さて、トップクラスの学力向上を図るために何をすべきかといったら、私も頭が悪いから、ちょっと何とも言えませんけれども、先ほども言ったとおりに、教育のことについてはかなり熱心な方からのお話でございますけれども、今のやり方じゃ物足りんと、こなんして言いんさるですもんね。そういうことを私は聞きました。だから、私としては今までやられていること以上のことをまた考え直して、教育委員の方もいっぱいおられますので、そういう人たちはかなりの自分の教育委員として考えを持っておられると思います。そういう人たちも含めて、いざどうしたらいいんだろうかということで、教育委員会として考えてもらいたいと思います、トップクラスになるために。

子供たちは、運動でも学力でも一緒なんですけれども、ちょっとしたきっかけで、それが、例えば、運動はボールとりが上手になったとかね、打つほうが上手になったとか、学力が、例えば、算数がこの項目がわかったとか、そういうちょっとしたきっかけで活動的になります。そして、さあ、やってやろうという気構えが湧いてくるんです。その手助けを教育委員会でもぜひともこれからも続けてやってもらいたいし、そして、県下でもトップクラスの学力向上を目指してやってもらいたい。そして、あわよくば人口増加に、さすが上峰小学校、中学校だ、教育委員会だと言われるぐらいの成績をおさめてもらいたいと思っていますので、もう一つ決意のほどをお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

温かいお言葉等、感謝を申し上げます。教育委員会の委員の皆さんといつもお話しするときにも、学力向上のために何をするのがベストなのか、それはなかなか結論は出ないのですが、やっぱり継続は力なり、小さいころには予習、復習ですね、やっぱり習っただけではなくて、まずもって予習、そして自宅での復習、そうすることによって、忘却曲線とよく言われますが、一度習ったものをしっかり自分の実力にしていく、そういう家庭での振り返りまで、予習から復習、そしてなお、教職員の先生の方々にはその学校を好きになること、その科目を好きになること、それが一番のきっかけということでよくお話をされておるところでございます。

取り組んでおります小学校の1つ、先ほど触れていただきましたオンラインの英会話などを御案内すれば、中学校の英語の先生が小学校から上がってきた子供たちが英語に対して本当に素直に話すことができていると、外国の方と物おじせずに素直に話すことができているのを驚きと感じているということも御紹介をいただきました。自分たちは小学校で英語ができるんだ、得意なんだということですね、中学校のALTの先生が、ふだん来られていない別のALTの先生が来られたときにも物おじせずお話をしている、そういうところがすごいなというふうにおっしゃっていただきました。同様に、数学にしてもそういうところで、自分が数学が好きなんだという気持ちを植えつけさせる、そこが一つきっかけとなれば、あとはおのずとみずから勉強し、学力の向上へつながっていくというふうにいつも教育委員さん、話をされているところです。そういうことで、引き続き取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○3番（田中静雄君）

最後に、1つだけお聞かせください。

今、学校で教育上、問題になるようなことはないのでしょうか、その辺をお伺いいたします。何でも結構です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

学校で教育上、問題になることということで御質問をいただきました。

どうでしょう、少しずつ、小さなことでは毎日、本当子供たち伸び伸びやっています。その中で、いろんなこともトラブルあたり、経験しながらもやっていくというふうに考えています。そこに、例えば、いじめにつながらないように、そういう早いところで子供たちに指導していく、そういうところが取り組んでいられると思っております。学校の学びの環境を常日ごろから子どもも見ながら、危険なところがないようにとか、そういうふうに維持管理についても取り組んでいきたいというふうに考えております。特段、ここで御報告する案件というところではないというふうに考えています。

以上です。

○3番（田中静雄君）

特に問題になるようなことはないという答弁でございました。実は、いつやったですかね、中学校の卒業式、9日の日ですかね、先生方が話されました。今度卒業された方、その中に不登校の生徒が4人おりますと。私たちが小学校、中学校時分、不登校なんてとんでもない話です。聞いたことないです、私は。4人おって、そのうちの3人は卒業式に参加をしました。1人は説得しても参加できなかった。していないと。大体議員さんの方たちは誰だか名簿を見たらわかると思いますけれども、学力向上はせないかんけれども、そういう段階ではもうないですね。そういう生徒たちをまず学校に来るようにね、何とかしてもらわんといかん。

それで、そういう生徒たちに対して、教育委員会としてはどういう対処の仕方をしてい
ますか。お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま不登校のことについて触れていただきました。今回、卒業式の後、校長室で直接、
子供1人ずつに校長先生が卒業証書を手渡されておりました。大変、やっぱり子供さんなり
に学校に来ることができない、そういう中で、学校で修学旅行での思い出とか、そういうと
ころを語りながら涙ながらに、卒業式へ参加できなかったけど、卒業証書を受け取られてい
る、そういうことも見て、うれしくもまた、つらく思ったところですよ。

学校になかなか登校できないという子供さんの事情もあって、学校の教職員のほうでフォ
ローしていただき、学校に登校できたときは保健室でなり、クラスとは別のところで学んだ
りとか、そういうところで一人一人個別に対応していただいているところですよ。

この不登校の事案については、学校のまた取り組みの一つとして個別の対応で、そのお子
さん、お子さんに合った取り組みをなされているところがございます。これについては、引
き続き教育委員会としても、その対応、そのお子さんの状況、そういうことについて詳しく
情報共有しながら、どういう対応がベストなのか、そういうふうに取り組んでいきたいとい
うふうに思います。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今度の中学校の卒業生の中にはそういう状態でありますけれども、毎年、中学校卒業生
の中には不登校の生徒がおります。間違いなくおります。4人も過去におるとはちょっと私も
知りませんでしたけれども、今回4人おるということで本当にびっくりしました。とんでも
ない話です。だから、何が原因なのか。子供に問題があるのか、親に問題があるのか、それ
とも、その子供を取り巻く環境が悪いのか、どうしたらいいものかということで教育委員会、
教育委員もいっぱいおられますので、ひとつ検討を重ねて、教育委員会としても対処をして
もらいたいと思います。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、「道の駅」構想について、質問要旨1、現在の進捗状況はについて執行部よ
り答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の4、「道の駅」構想についての要旨の1、現在の進捗状況は
について答弁をいたしたいと思います。

このことにつきましては、さきの吉田議員からの御質疑への答弁と重複をいたしますが、

現在、外部のコンサル等と基本計画策定作業を進めているところでございます。

整備の大まかなスケジュールといたしましては、基本計画の策定を経て、来年度に実施設計に着手をし、再来年度の工事着手を想定しております。ただ、現在策定中の基本計画におきまして、施設の場所、規模や機能、整備や管理の手法、また資金の確保等について定めることとしておりますので、具体的な内容等については基本計画の策定を待つて御説明をしたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

道の駅構想については、住民会議というのがあったと思います。住民会議は、昨年6月29日に第1回の会合が開かれております。それから毎月1回は会合を開くという予定になっておりますけれども、昨年6月から9月までぐらいだと思います、その期間が。その後、また会議を開かれたと思いますけれども、何回ぐらい会議を開かれたのか。

そして、この住民会議というのは、各団体といいますか、そういう方々の代表者が集まった住民会議、十五、六名おられると思いますけれども、その中で、道の駅構想についていろんな意見が出たと思いますけれども、どういう意見が出たのでしょうか。お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

田中議員から道の駅整備に係る住民会議についての御質疑ございました。

この住民会議につきましては、さきに策定をいたしました、9月に策定をいたしました基本構想の策定のための住民会議として位置づけておりまして、この住民会議につきましては、昨年6月29日、それから8月の2日、計2回開催をして、町内の各関係機関等から15名程度御参加をいただきながら、さまざまな御意見をお聞きをしたところでございます。

どのような意見が出たかということにつきましては、さまざまな意見が出ましたので、なかなか全て御紹介はできませんが、基本的には県内にも9つの道の駅がございますし、また直売所等も含めると、かなり競合する店舗等がございますので、やはり上峰町として差別化ができるような機能が必要ではないかという御意見がございましたし、また昨今、災害が非常に多いということで、防災機能を盛り込めたらどうかとか、あるいは道の駅に併設して何らかの施設が、道の駅だけじゃなくて、もう少し大きいプロジェクトとして考えられないかとか、さまざまな意見が出ましたが、そうしたものを参考にして、道の駅の基本構想を9月に策定しておりまして、現在、その基本構想をもとに、もう少し具体的な基本計画を今策定作業を進めているところでございます。

○3番（田中静雄君）

住民会議のことについては、時間がありませんので、あとは質問はやめます。

今、基本計画の策定ということで、スケジュール的にはそういう期間だろうと思います。

これが大体今月いっぱいだろうと思います。それが基本計画の策定です。基本計画策定の中には、設備の規模、ゾーニング、どういう形に持っていくのか、それから、施設のデザイン、それから、企業収支試算とかね、運営での展開とか、いろんな項目がありますがけれども、もう既にこの辺はまとめ——もう今月いっぱいということは、何日もありません。もう既にひよっとしたら終わっておるかもわからんし、終わっとかにやいかんですね、どっちかと——終わっとかにやいかん。

それで、まとめ中ということなんですけれども、今度の道の駅構想、1つだけお伺いします。この基本計画の中で、事業収支試算、本当に採算が合うのかどうか。この辺はコンサルタント会社ともいろいろ相談をされていると思います。この地域周辺に非常に人口が少ないです。各いろいろな道の駅を見ても、ほとんどのところがそこの特産物とかなんかあるわけですね。例えば、宗像とか糸島、あの辺はお魚です。特産物。杷木はフルーツ。例えば、佐賀県内でいくと、白石にはレンコン、それとか向こうに行くと、カキとかミカンとかね、そういう特産物が、それを目玉商品として、要は消費者の人たちはそこに行って何か買い物してやろうと、そういう品物がないと非常に苦しくなるんじゃないかと思います。

それで、私も道の駅は賛成でございますけれども、収支のほうはどうでしょうか。心配ありませんか、その辺をお伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

道の駅の収支ということでの御質問でございました。確かに道の駅、たくさんございますが、その多くが非常に収支が厳しいと、要するに運営が厳しいという話も聞いておるところでございます。

基本計画につきましては、今、最終段階でございまして、この中身については策定後にきちっと御説明をしたいと思っておりますが、ただ、基本的に道の駅については、これも何といたしまししょうか、検討段階であるんですが、一般的に公設民営という形で、要するに公、自治体で建設をして、実際の運営は民間に任せるといようなことが一般的でございまして、そうした場合の収支というのは、いわゆる民間の部分で実際に直売所等を運営していただいて、それで賃金を払っていただくみたいな感じになりますが、この民間のところ運営のところはきちっとやはり収支がとれないといけませんので、私どもとしては、道の駅ないしは直売所というものを設けるときには、そこの運営者の選定というものを非常に気を使っていかなければならないというふうに思っております。逆に言うと、きちっとですね、どういうものが売れるのか、どういった売れ方をすればいいのか、そういった能力のある方を運営事業者として選定をして、任せていきたいというふうなところは今考えているところでございます。

○3番（田中静雄君）

もう時間がないので、あと変則五差路とか残ってました。道の駅についても中途

半端でございますけれども、これはまた次回に回したいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで3番田中静雄議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時57分 散会